

第1期越谷市こども計画 (素案)

令和6年7月

越谷市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 越谷市のこども・若者をめぐる現状と課題	3
1. 統計からみる本市の現状	3
2. 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状	16
3. こどもの生活実態調査からみる本市の現状	22
4. こども・若者調査結果からみる本市の現状	29
第3章 計画の基本的な考え方	34
1. 基本理念	34
2. 基本目標	35
3. 施策体系	36
第4章 こども・若者支援に関する事業の展開	37
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る	37
1 こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり	37
2 安全で生活しやすい環境づくり	41
基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む	45
1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり	45
2 こどもの健やかな成長の支援	48
基本目標3 こどもと子育て家庭を支える	51
1 子育て支援サービスの充実	51
2 子育て家庭と地域のつながり	55
3 困難を抱える子どもや家庭への重層的支援	57
基本目標4 こども・若者を地域全体で育む	65
1 こどもの居場所・体験機会の提供	65
2 家庭・学校・地域の連携の推進	70
3 子育てしやすい就労環境づくり	73
4 若者の健全育成と自立支援	75

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな展開を迎えています。国においては、こどもや若者に関する政策については、これまで少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、各種施策に取り組み、平成27年には「子ども・子育て関連3法」が施行されるなど、子育て支援が急ピッチで進められています。しかしながら、少子化の進行は止まらず、子育て家庭をめぐる環境変化は、子育て家庭の孤立と子育て不安、虐待問題の深刻化などを招いています。

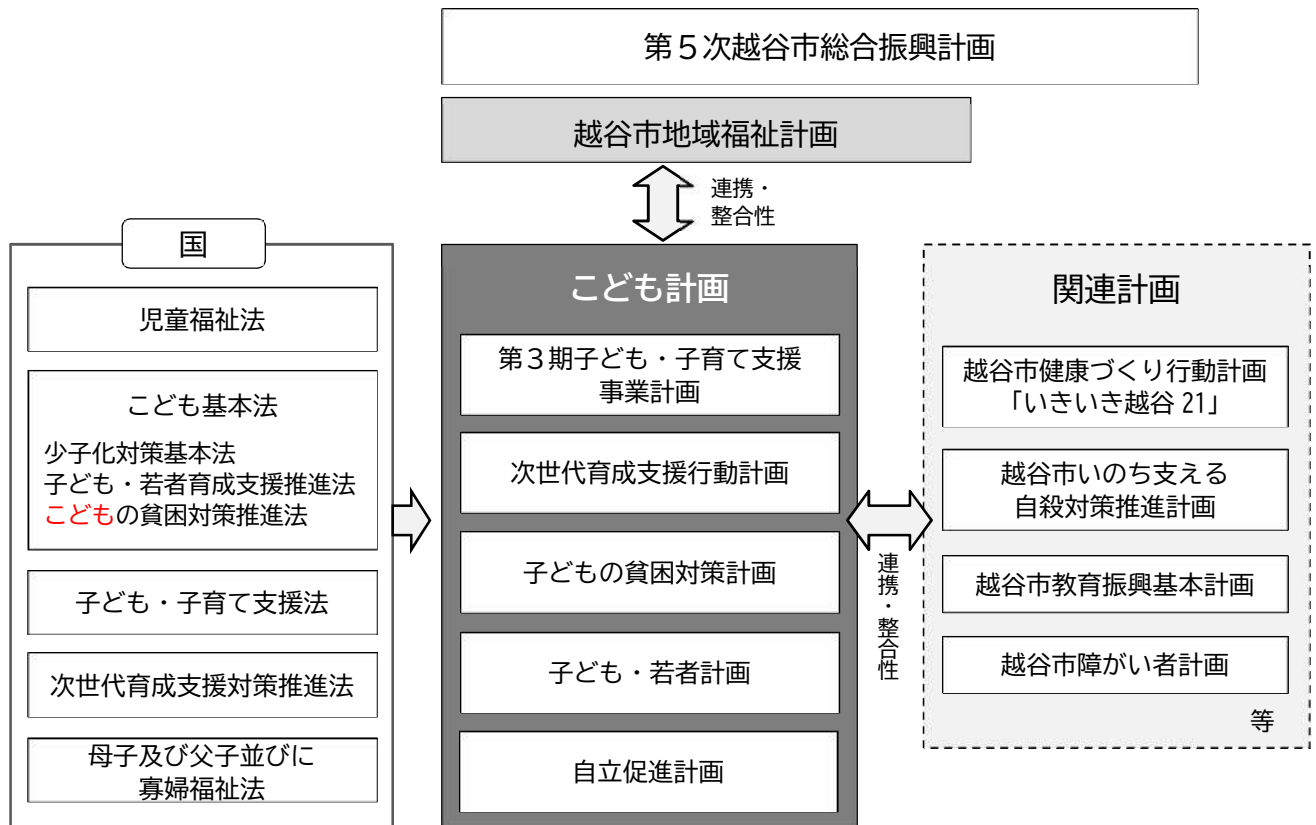
こうしたこどもを取り巻く厳しい環境等を背景に、「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔としてこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されています。こども基本法の施行を受け、これまでこども政策に関する政策の方針として少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援大綱、子どもの貧困対策大綱が別々に策定されてきましたが、今後はこども大綱として一体的に策定することとなります。

地方自治体においては、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策に関し、国等と連携を図りつつ、こどもの状況に応じた施策を策定・実施する責務について規定されています。このため、現行計画である第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、越谷市子ども・子育て事業計画を内包する第1期越谷市こども計画を新たに策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「越谷市こども計画」として策定しています。また、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を内包しています。

また、本市の上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」・「地域福祉計画」や関連計画の連携・整合を図っています。



3. 計画の期間

本計画の期間を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年とします。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)									
					第1期越谷市こども計画 (令和7～11年度) ※越谷市子ども・子育て支援事業計画を内包				

第2章 越谷市のこども・若者をめぐる現状と課題

1. 統計からみる本市の現状

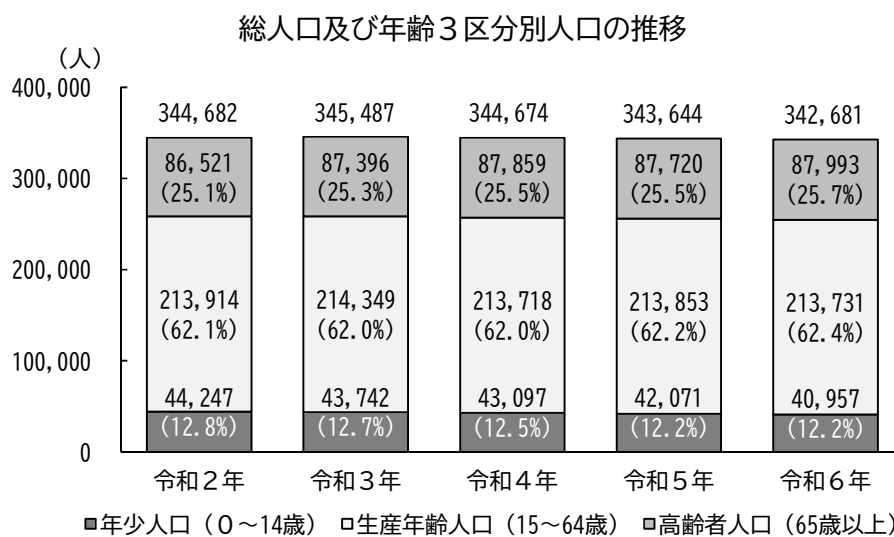
(1) 人口の状況

① 総人口と年齢3区分別人口

令和6年4月1日現在の本市の総人口は 342,681 人となっています。令和2年からの推移をみると、令和3年をピークに減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は減少が続いていますが、16～64歳の生産年齢人口は、増加から減少・横ばい傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加から横ばい傾向にあります。

年齢3区分別人口の割合は、令和6年4月1日現在、年少人口 12.2%、生産年齢人口 62.4%、高齢者人口 25.7%となっています。

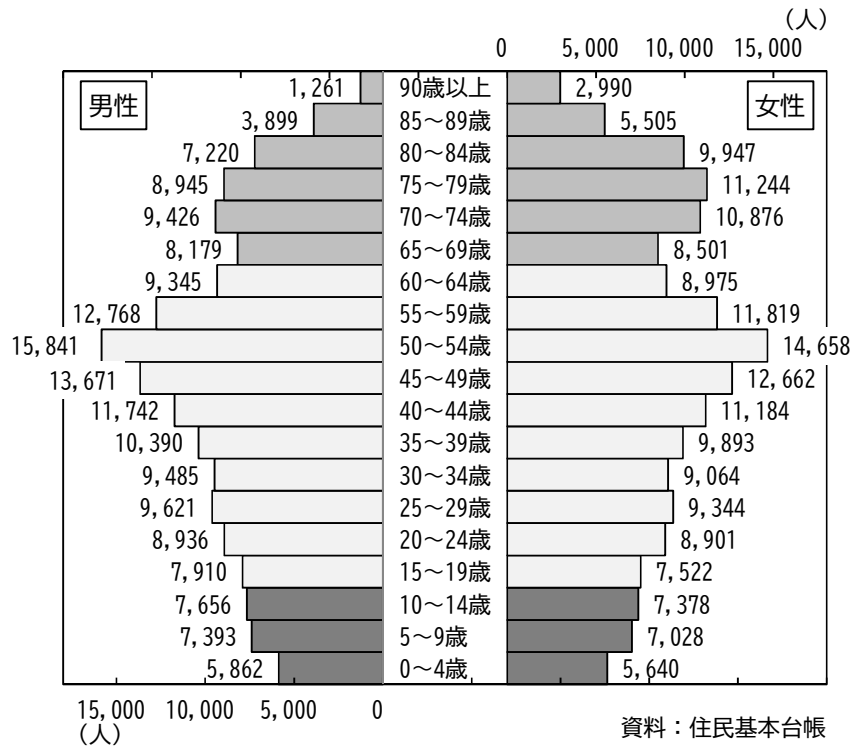


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 人口ピラミッド（性別年齢5歳階級別人口）

人口ピラミッドをみると、50歳代前半で最も多く、40歳代、30歳代、20歳代、10歳代と次第に少なくなっています。

人口ピラミッド〔年齢5歳階級別人口〕（令和5年4月1日現在）

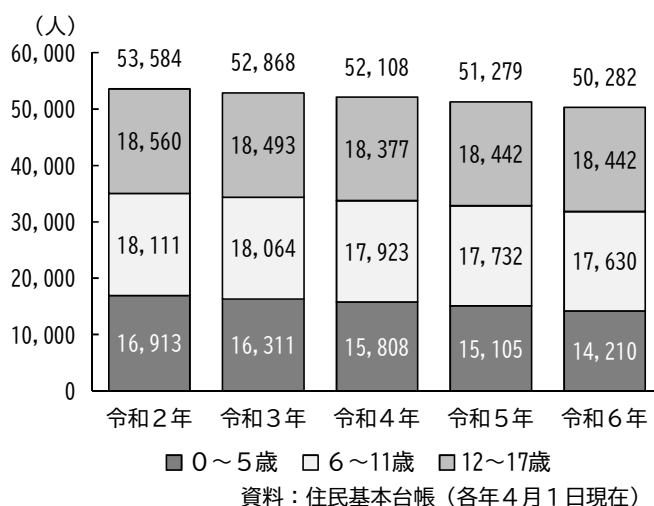


(2) 児童人口と推計児童人口

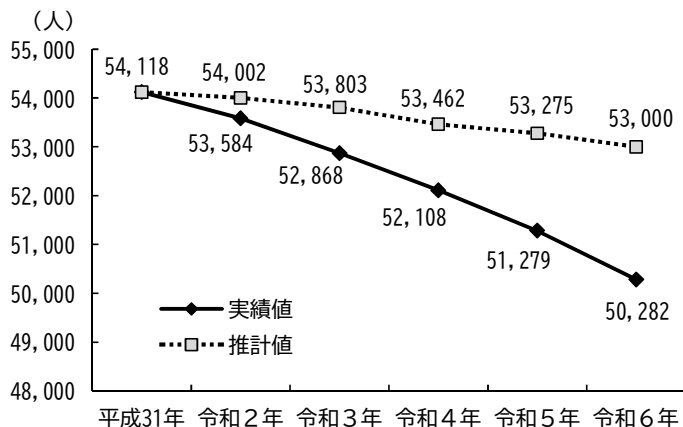
0歳～17歳の児童人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で50,282人となっています。就学前の0～5歳児、小学校の対象となる6～11歳児はともに減少傾向、中学・高校の対象となる12～17歳児は減少から横ばい傾向にあります。

こうした児童人口の実績値は、第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画における推計値を下回るものとなっています。

児童人口（0～17歳）の推移

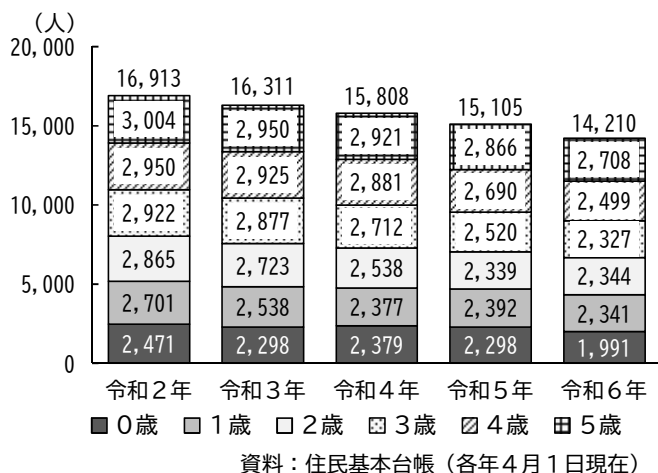


児童人口の推移と予測（0～17歳合計）

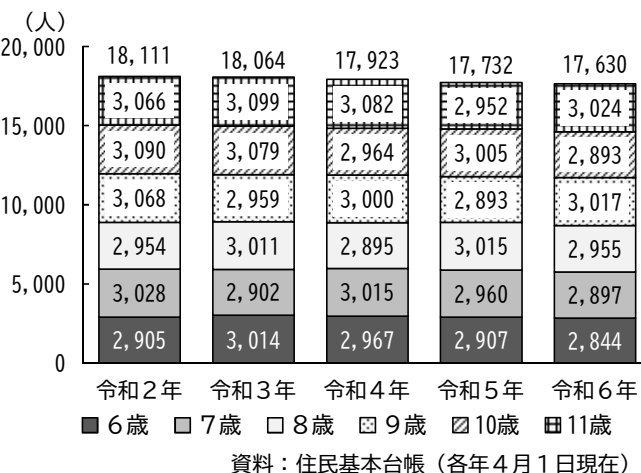


資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値は第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画より

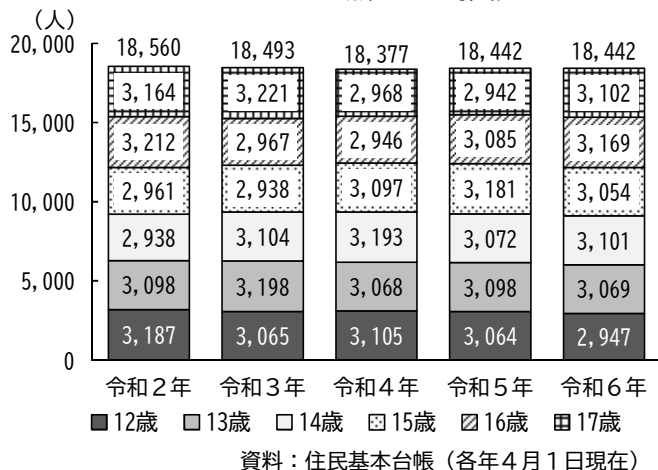
0～5歳人口の推移



6～11歳人口の推移



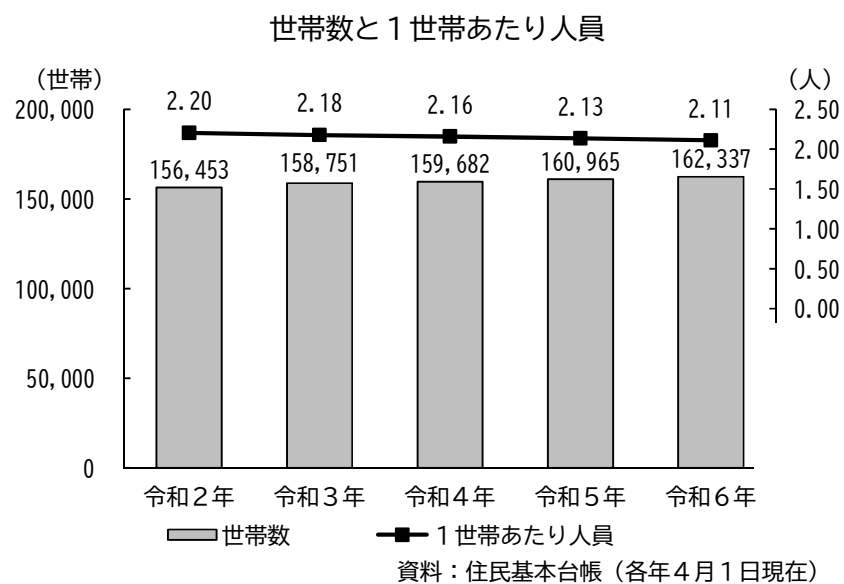
12～17歳人口の推移



(3) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯あたり人員の状況

令和6年4月1日現在の本市の世帯数は162,337世帯であり、1世帯あたり人員は2.11人と令和2年以降減少傾向にあります。



② 一般世帯の状況

一般世帯の構成については、越谷市は全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」における「夫婦と子ども」と「核家族以外の世帯」の比率は減少し、「夫婦のみ」や「単独世帯」の比率がわずかに増加しています。

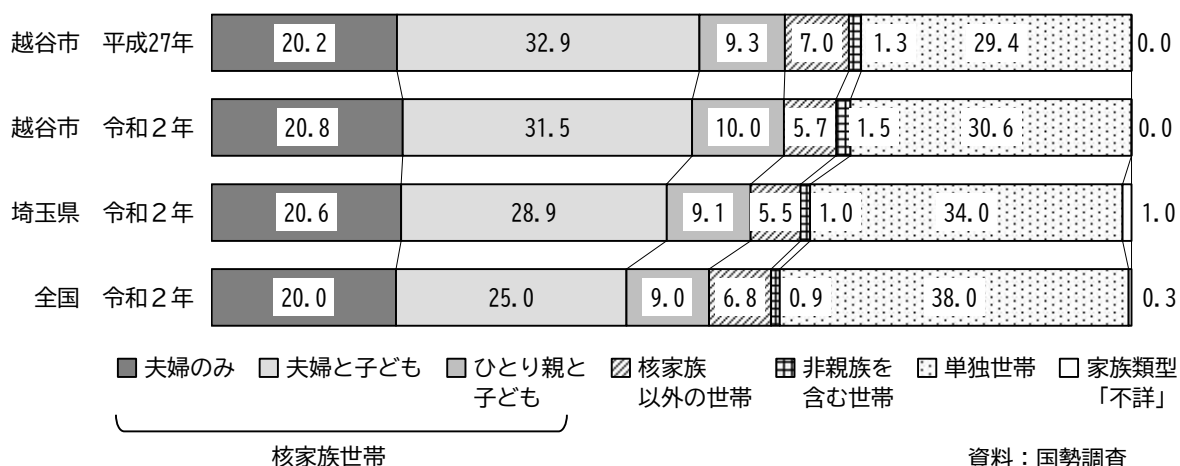
一般世帯の構成と推移

単位：世帯、％

区 分	越谷市				埼玉県	国
	平成27年		令和2年		令和2年	令和2年
	実数	構成比	実数	構成比	構成比	構成比
核家族世帯	84,966	62.3	88,712	62.2	58.6	54.1
夫婦のみ	27,489	20.2	29,655	20.8	20.6	20.0
夫婦と子ども	44,831	32.9	44,856	31.5	28.9	25.0
ひとり親と子ども	12,646	9.3	14,201	10.0	9.1	9.0
男親と子ども	2,108	1.5	2,308	1.6	1.5	1.3
女親と子ども	10,538	7.7	11,893	8.3	7.6	7.7
核家族以外の世帯	9,525	7.0	8,127	5.7	5.5	6.8
非親族を含む世帯	1,802	1.3	2,164	1.5	1.0	0.9
単独世帯	40,065	29.4	43,572	30.6	34.0	38.0
家族類型「不詳」	5	0.0	15	0.0	1.0	0.3
合 計	136,363	100.0	142,590	100.0	100.0	100.0
(再掲) 三世帯世帯	6,529	4.8	5,066	3.6	3.3	4.2

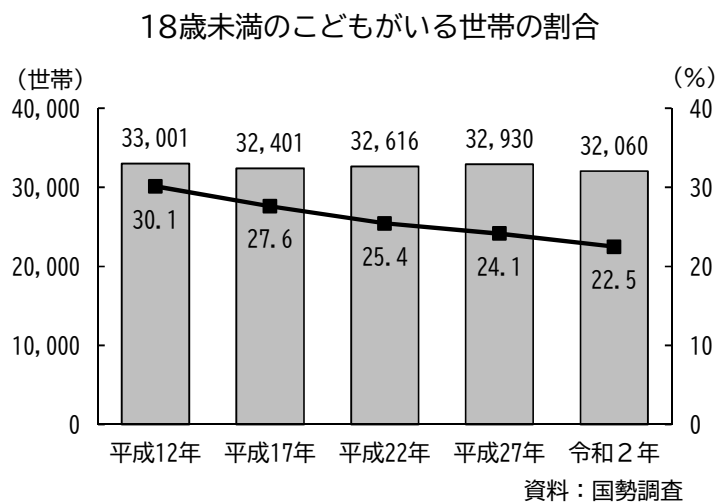
(注) 一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査



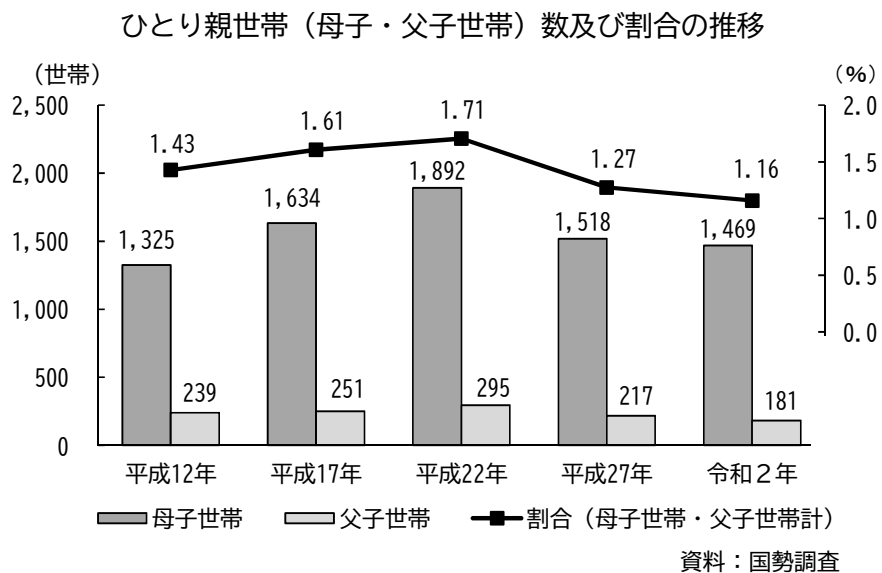
③ 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯は横ばいから減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は減少傾向にあります。



④ ひとり親世帯の状況

平成12年から平成22年にかけて増加傾向にあったひとり親世帯割合は、平成27年以降減少傾向にあります。



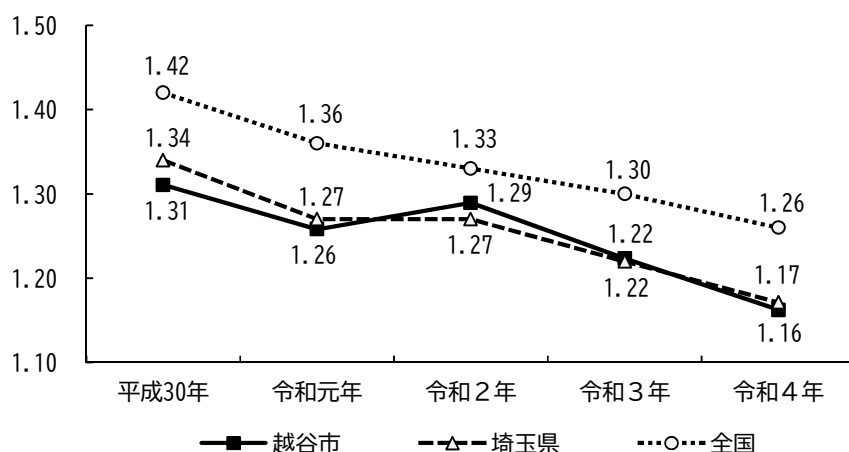
(4) 出生の状況

合計特殊出生率については、全国を下回って県と同水準で推移しており、令和4年1.17となっています。

出生数については、平成30年以降減少が続いており、令和4年は2,247人となっています。また、令和4年の人口1,000人あたりの出生率は6.6となっています。

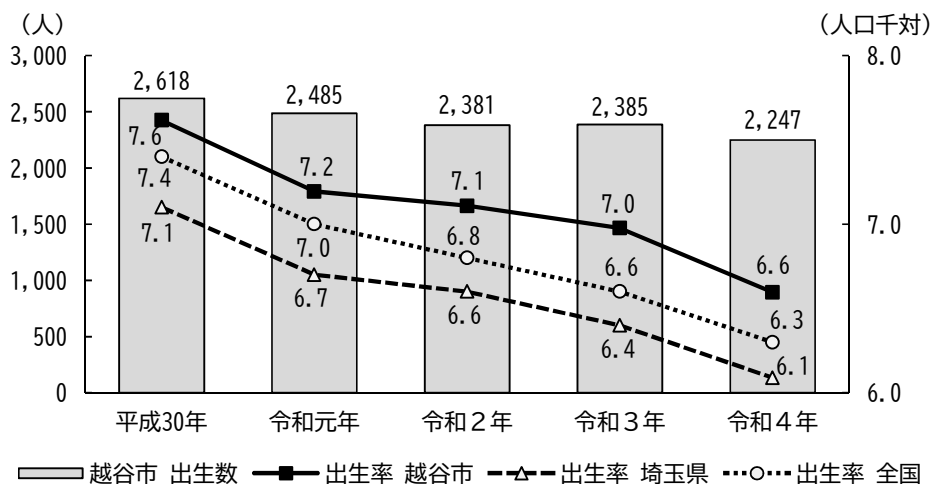
全国・埼玉県ともに合計特殊出生率・出生数ともに低下・減少し、少子化が進行している状況がうかがえます。

合計特殊出生率の推移（国・県との比較）



資料：埼玉県の人口動態概況

出生数・出生率の推移（国・県との比較）

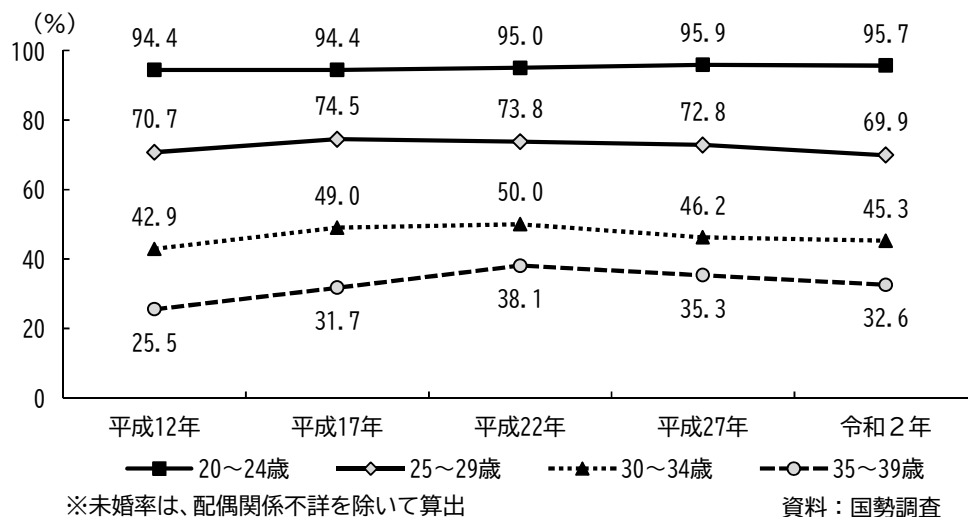


資料：埼玉県の人口動態概況

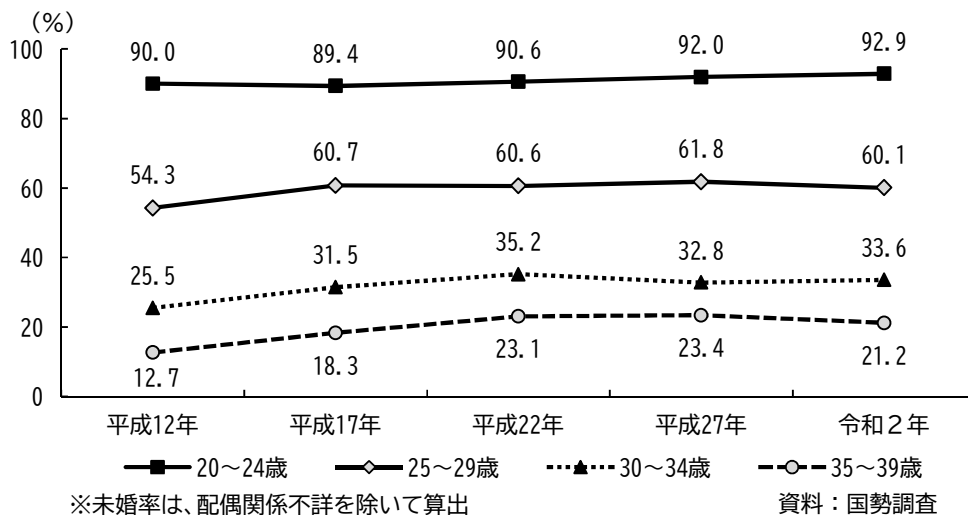
(5) 婚姻の状況

男女ともに平成12年から平成22年にかけて、30歳代の未婚率が大幅に上昇していましたが、令和2年は20歳代前半を除き低下傾向にあります。

未婚率の推移【男性】



未婚率の推移【女性】

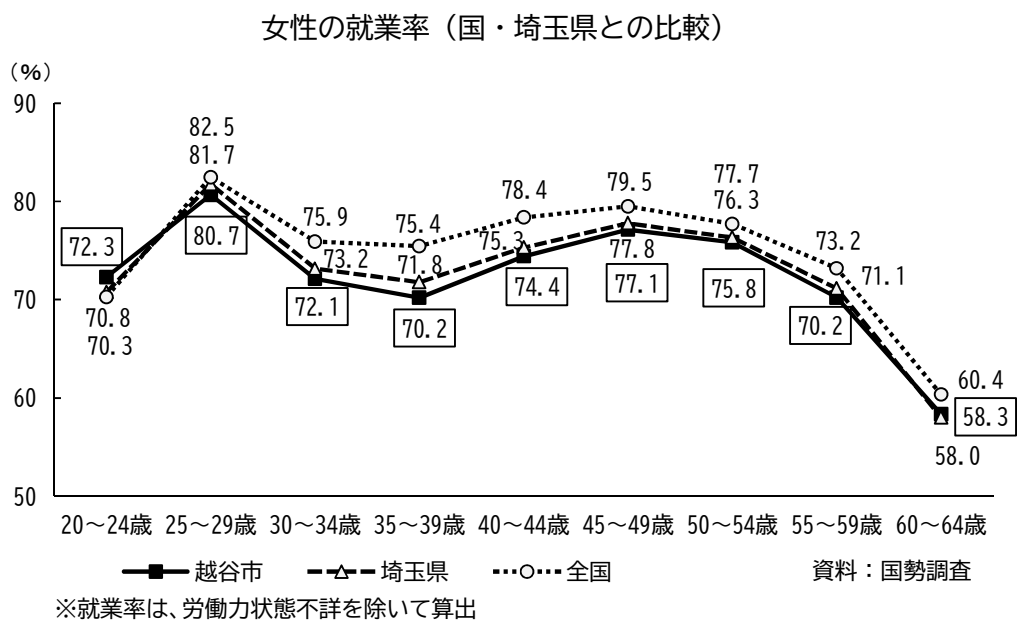
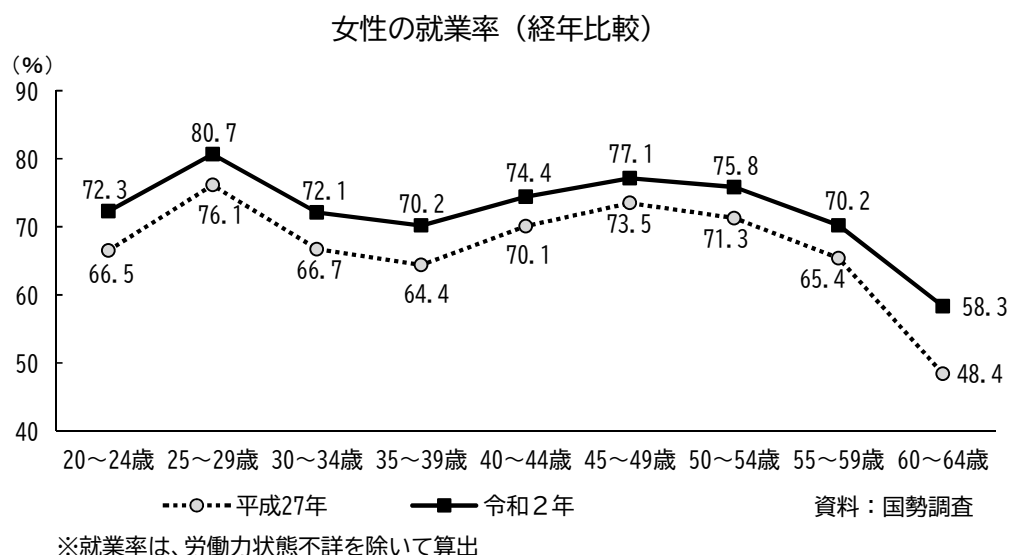


※未婚率は婚姻関係不詳を除いて算出

(6) 女性の就労の状況

女性の就業率を年齢階級別にみると、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇しています。一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、令和2年では、それがゆるやかになっていることがわかります。

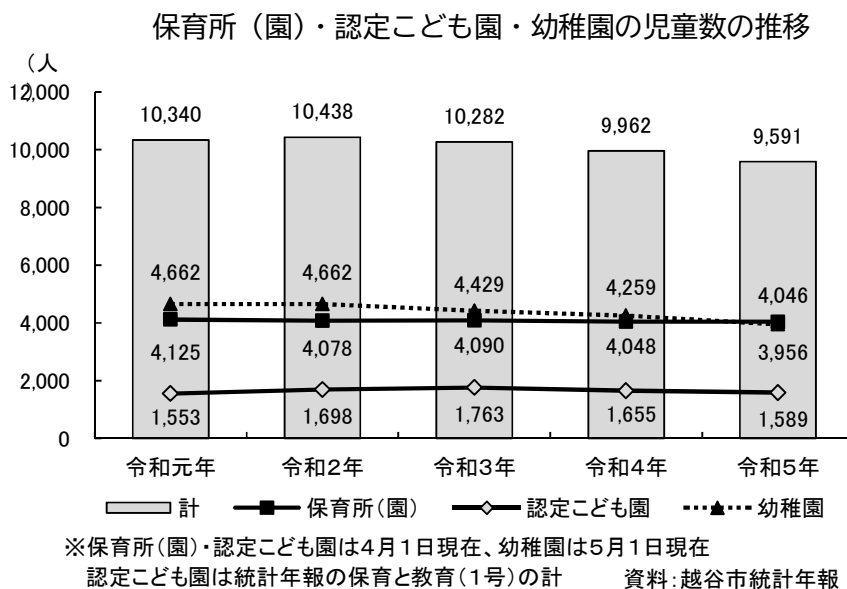
国・県との比較では、30歳代の就業率が全国、埼玉県をやや下回りますが、概ね埼玉県と同程度の就業率となっています。



(7) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の状況

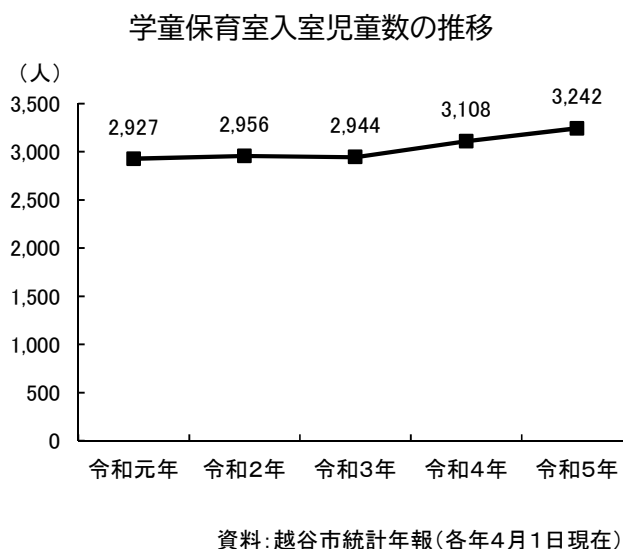
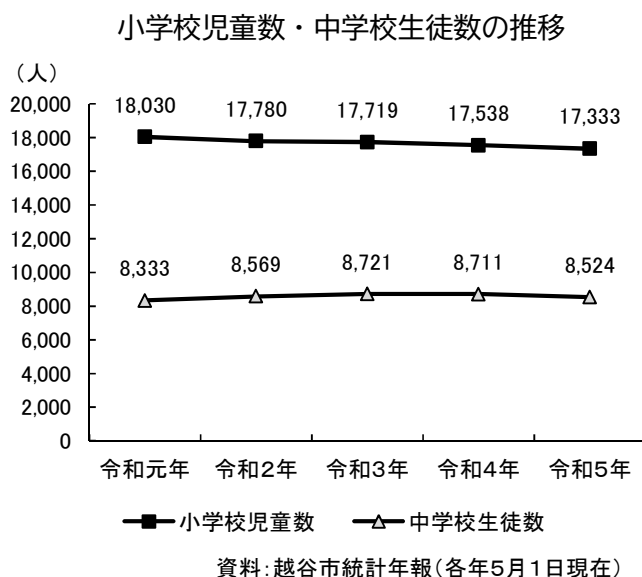
幼稚園・保育所（園）・認定こども園の入所児童数は令和2年をピークに減少傾向にあり、令和5年9,591人となっています。

令和5年入所児童数の割合は、保育所（園）42.2%、幼稚園41.2%、認定こども園16.6%ですが、幼稚園は減少が続き、保育所（園）は年次による増減がみられる一方、認定こども園は令和3年まで増加が続き、令和4年以降減少となっています。



(8) 児童・生徒数等の状況

小学校児童数は減少が続いていますが、中学校生徒数は令和3年まで増加しており、令和4年は横ばい、令和5年には減少となっています。



(9) 主な子育て支援事業の内容

①延長保育事業（時間外保育事業）

- ・就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを実施しています。

②放課後児童クラブ（学童保育）

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図っています。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を実施しています。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・養育支援訪問事業

- ・生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供等を実施しています。また、養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図っています。

⑤地域子育て支援拠点事業／一時預かり

- ・令和5年1月現在、市内には、地域子育て支援拠点として、地域子育て支援センターが14か所、子育てサロンが5か所、保育ステーションが3か所あり、子育て講座や子育て相談、一時預かり等を実施しています。

⑥病児・病後児保育事業

- ・児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を実施しています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

- ・「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織し、保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを実施しています。

⑧妊娠中からの支援状況（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等）

- ・妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

⑨その他要支援児童、要保護児童の支援に関する事業

- ・虐待等の要保護児童等の早期発見並びに適切な保護及び児童やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協議・調整を実施しています。

要保護児童対策地域協議会活動状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	12	12	12	12	12
個別ケース検討会議	22	19	43	64	35

資料：こども家庭センター

⑩児童館

- ・児童館2か所（コスモス、ヒマワリ）で、遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進しています。また、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供しています。

児童館コスモス入館者数

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）		303	174	306	305	306
入館者数	乳幼児	45,596	8,446	15,377	15,810	19,631
	小学生	18,757	3,715	6,608	7,476	11,354
	中高生	1,608	381	1,198	1,483	1,635
	大人	46,409	9,390	17,386	19,469	22,995
	計	112,370	21,932	40,569	44,238	55,615
	団体等	4,014	1,094	2,066	3,888	4,308

注）団体等については合計の内数（再掲）

資料：越谷市統計年報

児童館ヒマワリ入館者数

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）		303	174	306	305	306
入館者数	乳幼児	45,175	8,149	15,077	17,547	19,872
	小学生	30,083	2,521	9,312	12,832	14,652
	中高生	4,410	433	695	1,052	1,956
	大人	45,009	8,193	16,416	19,318	22,465
	計	124,677	19,296	41,500	50,749	58,945
	団体等	5,001	698	1,939	3,570	4,485

注）団体等については合計の内数（再掲）

資料：越谷市統計年報

⑪家庭児童相談室

- ・学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を実施しています。

(10) 支援が必要な方の状況

- ・就学援助認定者の割合は、令和5年度は小学校で14.54%、中学校で17.98%であり、いずれも令和元年度から減少を続けています。

就学援助認定者の割合

単位：人、%

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童生徒数 (5/1 現在)	小学校	18,030	17,780	17,719	17,538	17,333
	中学校	8,333	8,569	8,721	8,711	8,524
	計	26,363	26,349	26,440	26,249	25,857
認定者数	小学校	2,914	2,850	2,660	2,513	2,520
	中学校	1,783	1,762	1,720	1,606	1,533
	計	4,697	4,612	4,380	4,119	4,053
認定率	小学校	16.16	16.03	15.01	14.33	14.54
	中学校	21.39	20.56	19.72	18.44	17.98
	計	17.82	17.50	16.57	15.69	15.67

資料：学務課

- ・生活保護世帯の大学等進学率は、令和5年度26.6%であり、令和3年度の44.4%をピークに減少に転じています。

生活保護世帯の大学等進学率の推移

単位：%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大学等進学率	32.0%	41.0%	44.4%	38.0%	26.6%

資料：生活福祉課

- ・児童扶養手当受給者数は、令和元年度以降減少を続けており、令和5年度で1,765人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給者数	2,043	1,999	1,945	1,881	1,765

資料：越谷市統計年報（各年度末現在）

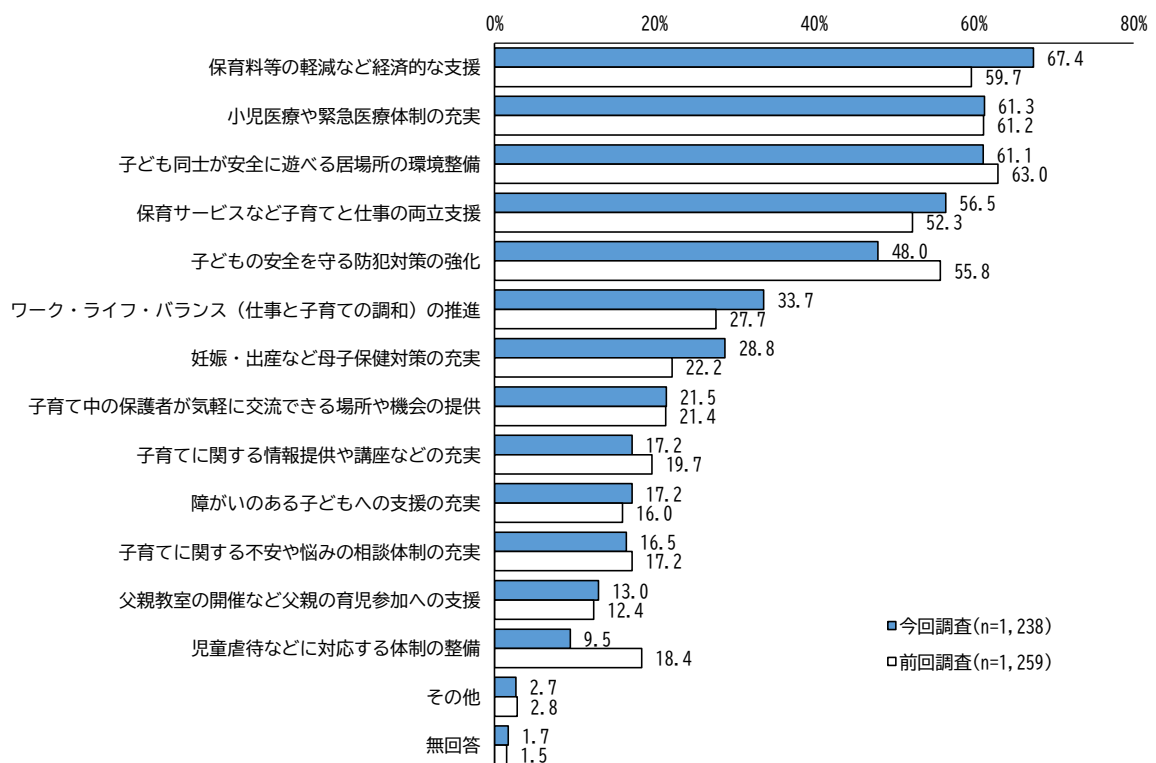
2. 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状

調査名	子育て支援ニーズ調査	
	就学前児童調査	小学生調査
調査対象者	市内在住の就学前の児童（0歳～5歳）の保護者	市内在住の小学生（小1～小6）の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査実施期間	令和6年1月5日～2月5日まで	
調査対象者数	2,500件	2,500件
回収数（率）	1,238件（49.5%）	1,319件（52.8%）

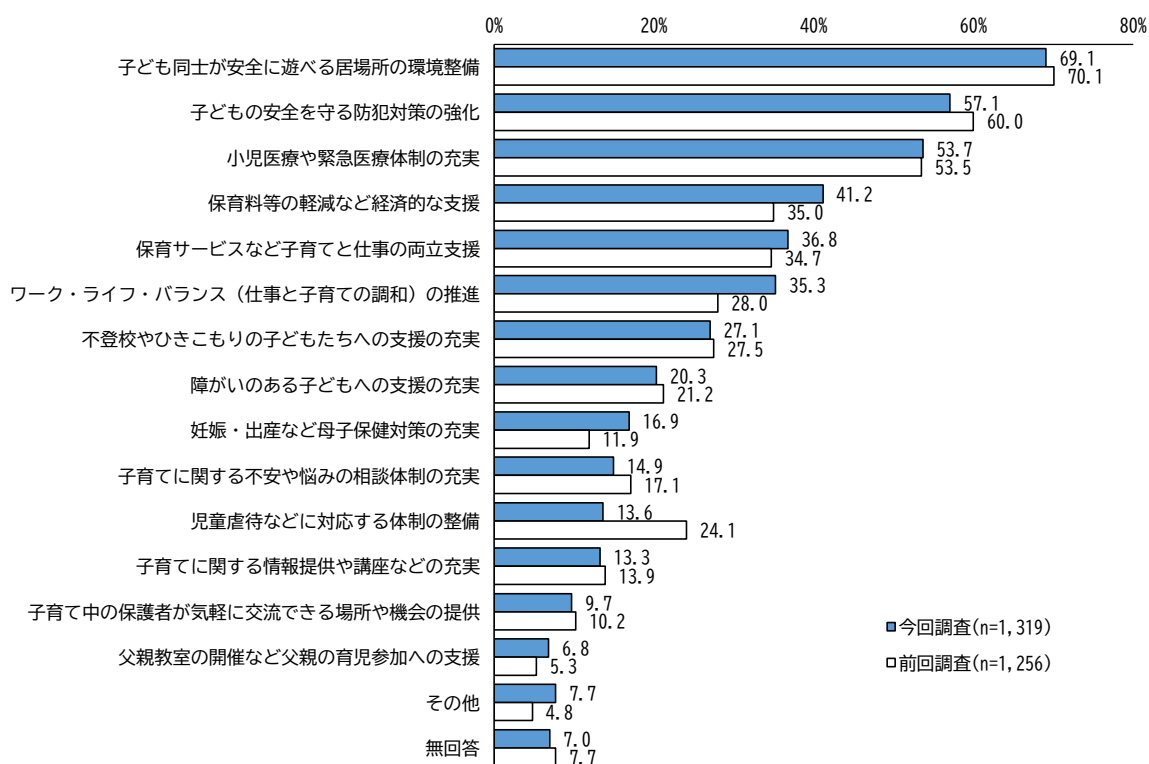
（1）市の子育て支援施策について

- ・今後充実を図ってほしい子育て支援施策について、いずれの調査でも「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」、「小児医療や緊急医療体制の充実」が上位にあげられています。
- ・「保育料等の軽減など経済的な支援」は、いずれの調査も前回調査に比べ増加しています。

市に対して今後充実を図ってほしい子育て支援【就学前児童】



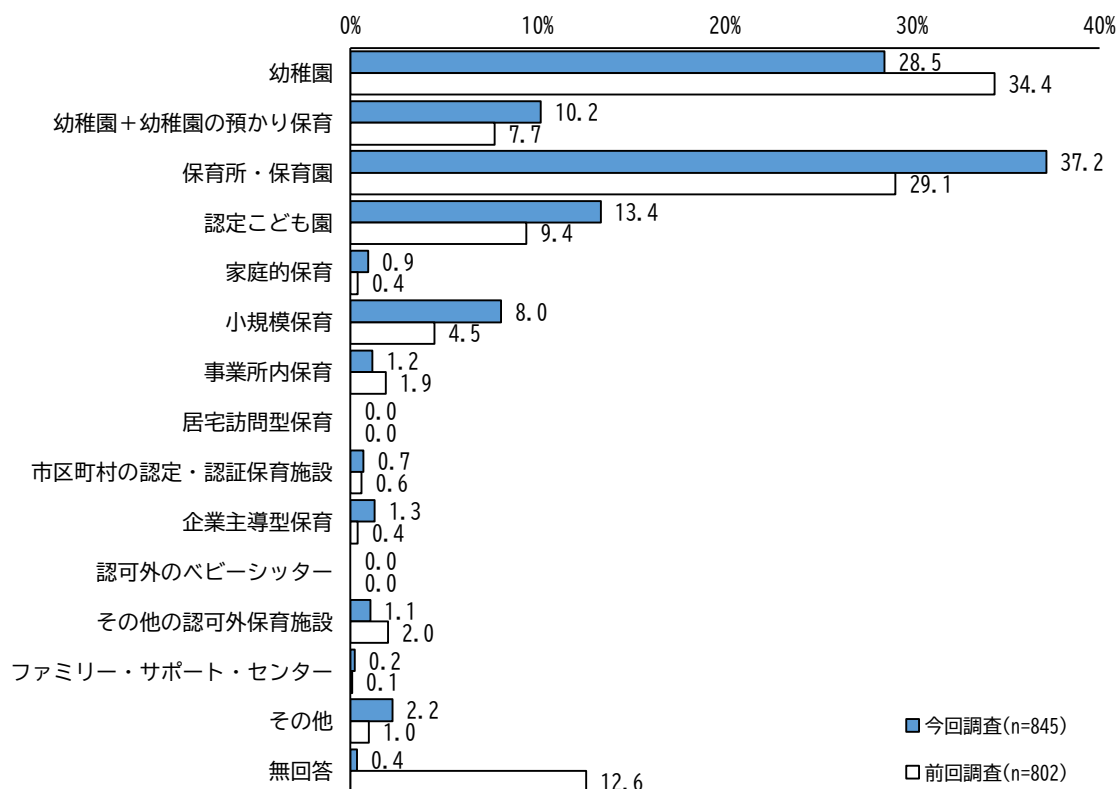
市に対して今後充実を図ってほしい子育て支援【小学生】



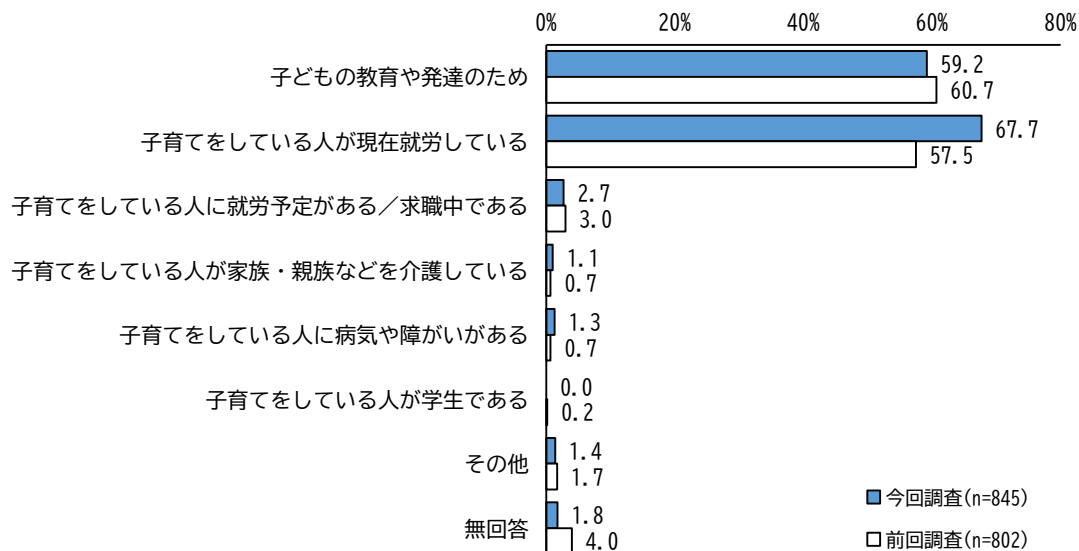
(2) 教育・保育サービスの利用について

- ・就学前児童調査において、幼稚園や保育所などを利用している割合は 68.3% で、前回調査（63.7%）に比べ 4.6 ポイント増加しています。
- ・平日に利用しているサービスについては、前回調査に比べ「保育園」が増加、「幼稚園」が減少しています。また、平日にサービスを利用する理由については、「子育てをしている人が現在就労している」が大きく増加するなど、共働き家庭が増えている状況がうかがえます。

平日にどのようなサービスを利用しているか【就学前児童】



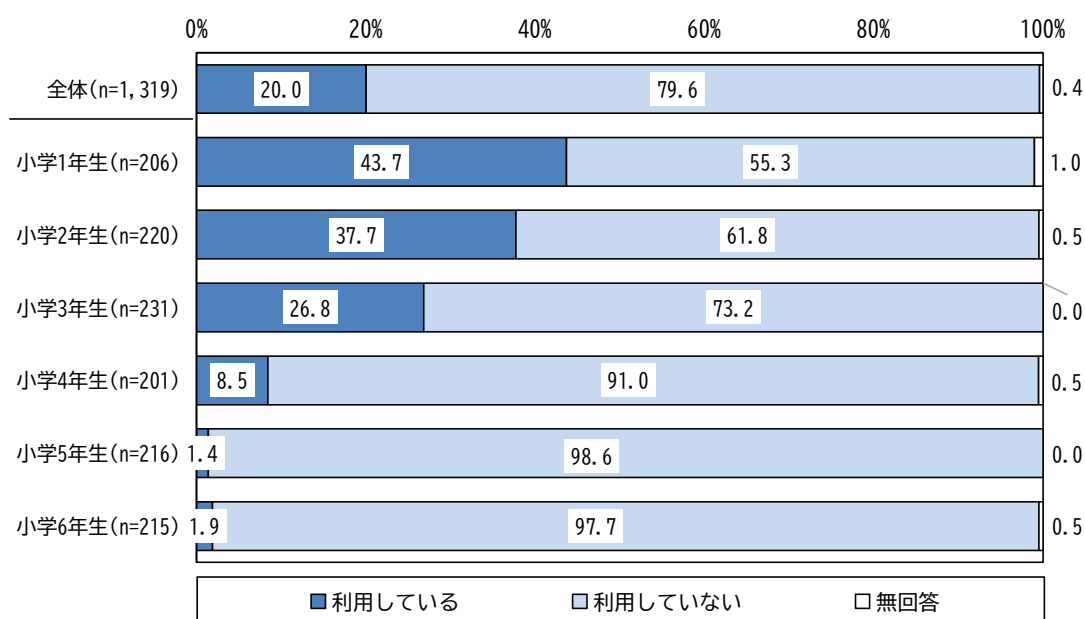
平日にサービスを利用する理由【就学前児童】



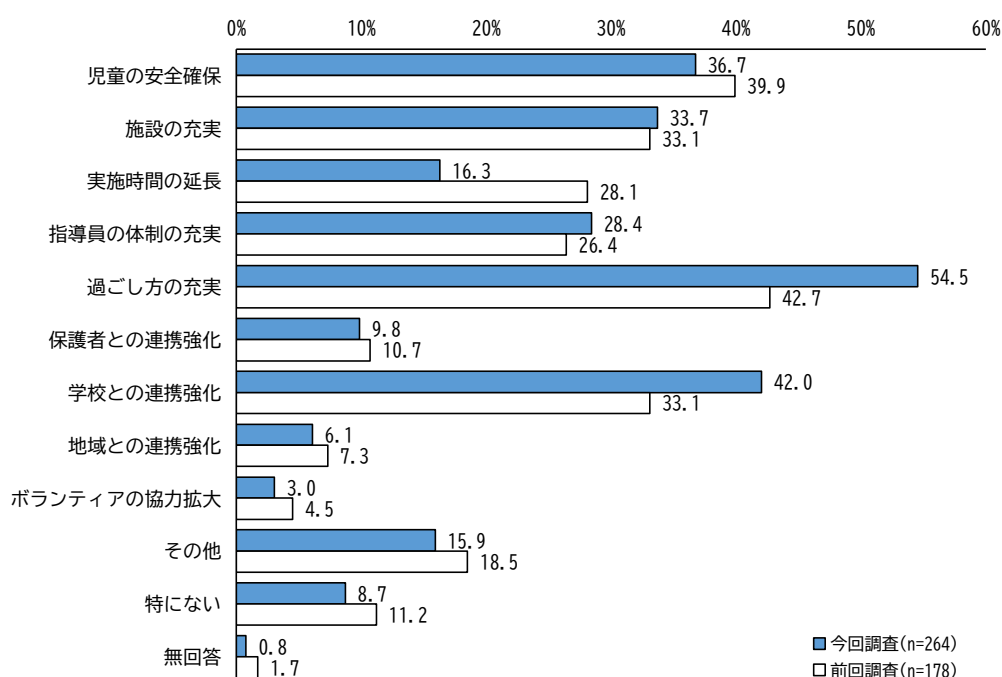
(3) 学童保育室の利用について

- ・小学生調査において、学童保育室の利用を学年別にみると、「利用している」との回答は3年生以下で2～4割台となっており、小学1年生で最も高くなっています。
- ・学童保育室に望むことは、「過ごし方の充実」が54.5%で最も高く、以下「学校との連携強化」、「児童の安全確保」、「施設の充実」などの順となっています。前回調査と比較すると、「過ごし方の充実」が11.8ポイント増加、「学校との連携強化」が8.9ポイント増加しています。

学年別の学童保育室の利用（学年別）【小学生】



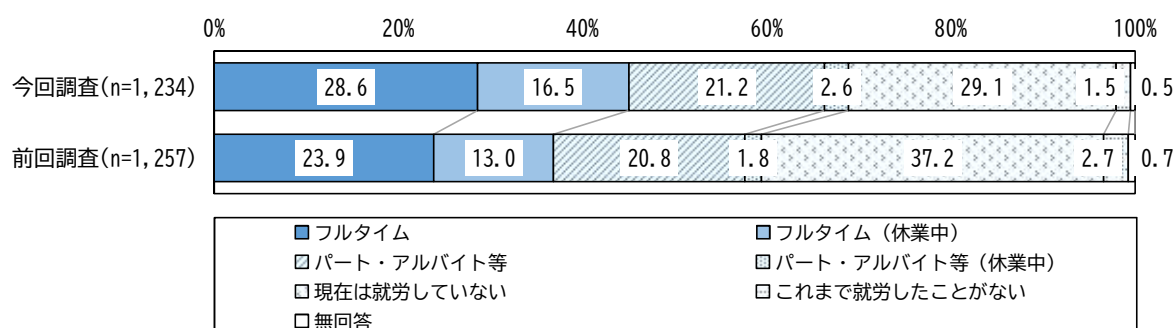
学童保育室に今後望むこと【小学生】



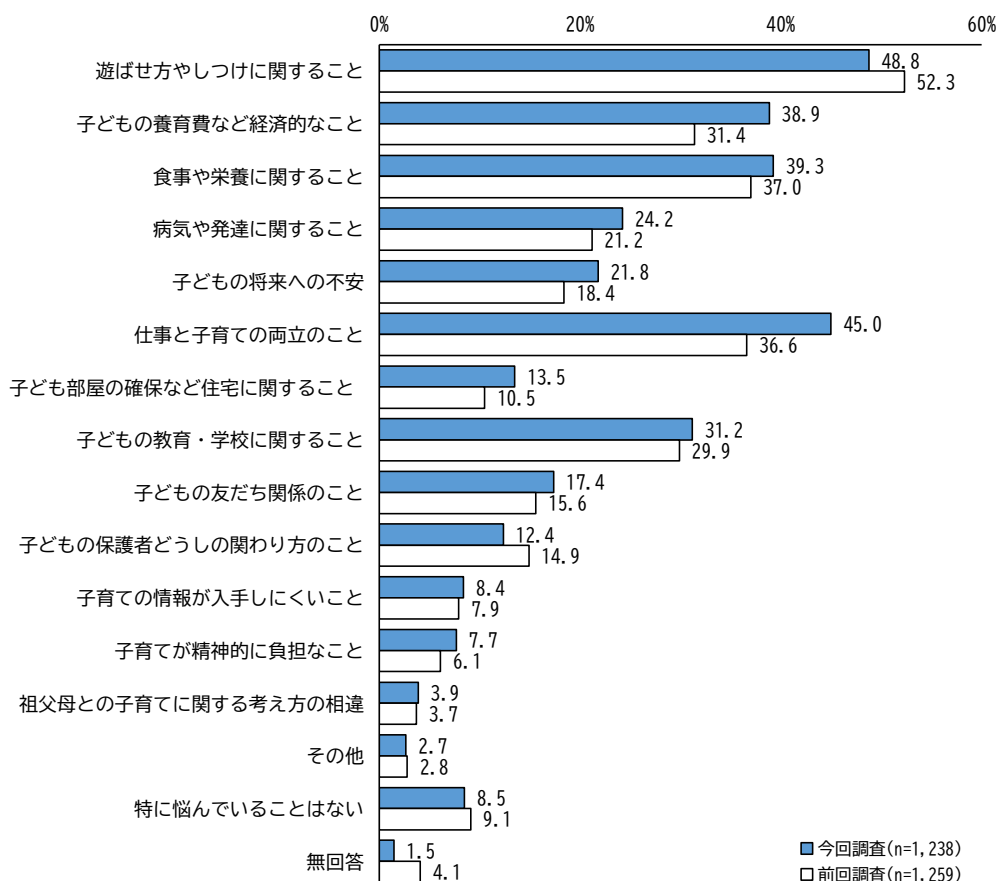
(4) 子育てしやすい環境について

- ・就学前児童調査において、母親の就労状況については、「フルタイム」での就労は28.6%、「パート・アルバイト等」での就労は16.5%であり、合計すると約半数、休業中を含めると7割近くに達します。前回調査と比較すると、就労している（休業中を含む）割合が9.4ポイント増加しています。
- ・子育てに関して悩んでいることは、「遊ばせ方やしつけに関すること」が48.8%で最も多く、以下「仕事と子育ての両立のこと」、「食事や栄養に関すること」、「子どもの養育費など経済的なこと」などの順となっています。前回調査と比較すると、「仕事と子育ての両立のこと」が8.4ポイント増加、「子どもの養育費など経済的なこと」が7.5ポイント増加しています。

母親の就労状況【就学前児童】



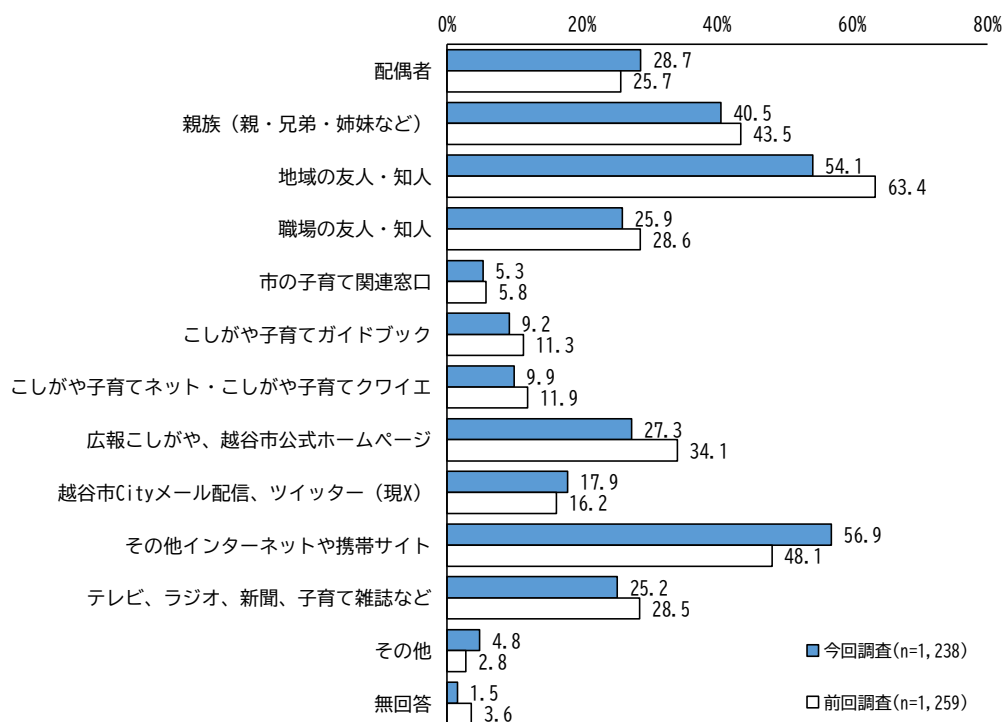
子育てに関して悩んでいること【就学前児童】



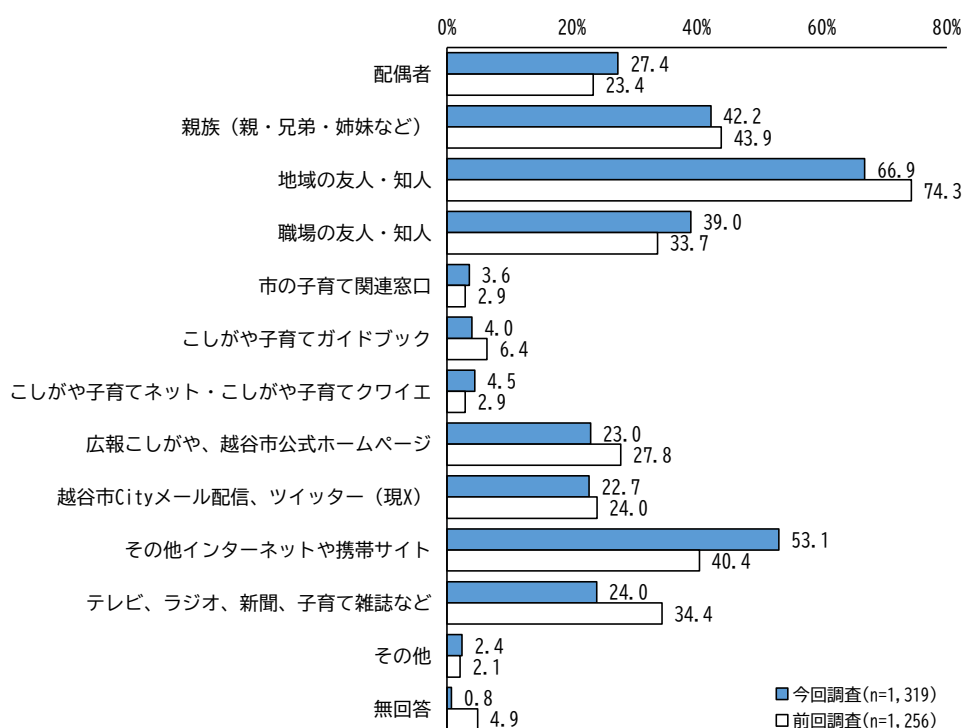
(5) 子育てに関する情報について

- ・子育てに関する情報の入手先については、就学前児童調査、小学生調査ともに「地域の友人・知人」が減少し、「その他インターネットや携帯サイト」が大きく増加しています。

子育てに関する情報の入手先【就学前児童】



子育てに関する情報の入手先【小学生】



3. こどもの生活実態調査からみる本市の現状

調査名	こどもの生活実態調査	
	小学5年生・中学2年生調査	関係機関・団体調査
調査対象者	小学5年生の保護者、中学2年生の保護者	・ 保育園、幼稚園、認定こども園 ・ 民生委員・児童委員協議会 ・ 子育て支援関係団体 ・ 児童相談所、児童発達支援センター ・ こども食堂 ・ 教育センター等庁内関係機関（ファミリー・サポート・センター、子育てサロン、青少年相談室）
調査方法	アンケート調査 （郵送配布・郵送回収）	1）ヒアリング調査 2）アンケート調査（郵送配布・郵送回答）
調査実施期間	令和6年1月5日～2月5日まで	1）令和6年1月15日（月）実施 2）令和6年2月2日～2月26日まで
調査対象者数	3,500 件	80 件
回収数（率）	1,704 件（56.8%）	53 件（66.3%）

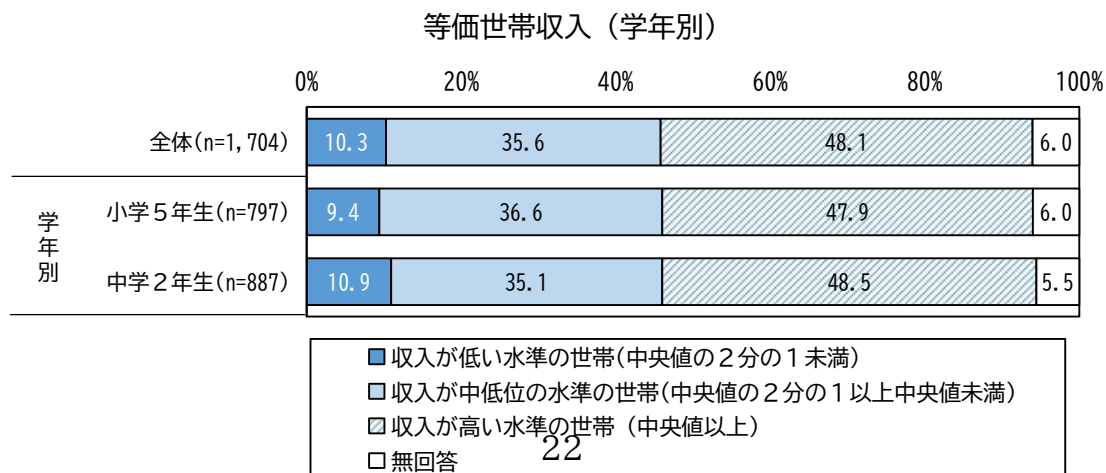
（1）こどもの生活実態調査

① 等価世帯収入について

本調査においては、国調査※の算出方法に基づき「収入が低い水準の世帯（中央値の2分の1未満）」、「収入が中低位の水準の世帯（中央値の2分の1以上中央値未満）」、「収入が高い水準の世帯（中央値以上）」の3区分で分類を行いました。

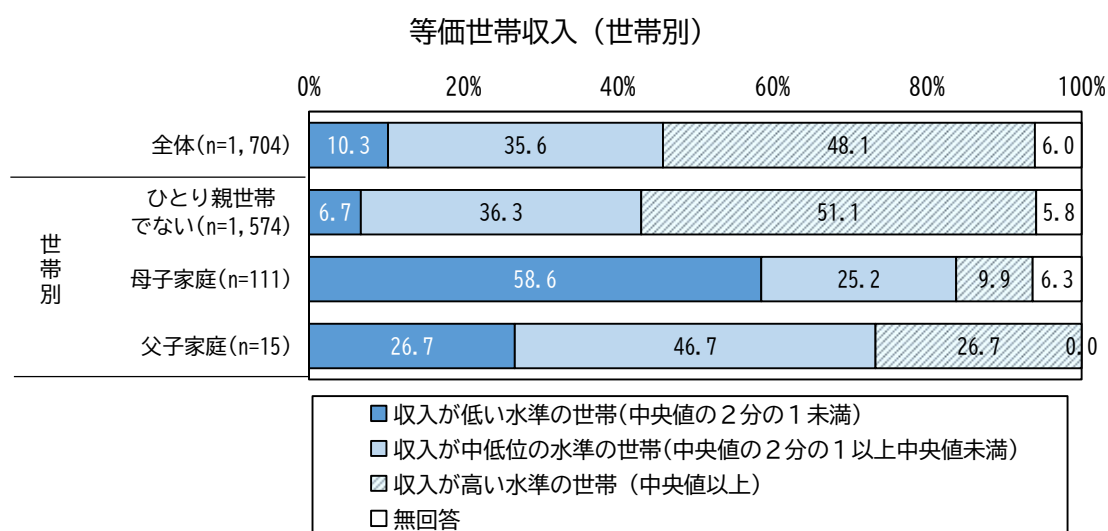
その結果、越谷市の等価世帯収入の中央値は 375 万円と国の中央値 317.54 万円を上回り、「収入が低い水準の世帯」に該当する割合は、全体で 10.3%、学年別では小学5年生では 9.4%、中学2年生では 10.9%となっています。

※「令和3年子供の生活状況調査の分析」における等価世帯収入の算出方法に基づき計算を行いました。国調査における等価世帯収入の中央値は 317.54 万円、等価世帯収入の中央値の2分の1は 158.77 万円となっています。



② 家族類型や生活状況について

- ・同居家族及び家族全員の人数、ひとり親世帯に該当するかの設問よりひとり親世帯の判定を行ったところ、「母子世帯」が 6.5%、「父子世帯」が 0.9%という結果となりました。
- ・等価世帯収入をひとり親世帯の判定（世帯）別にみると、ひとり親世帯ではない世帯では「収入が高い水準の世帯」が半数を超えるのに対し、母子世帯では「収入が低い水準の世帯」が 58.6%となっています。



- ・収入が高い水準の世帯では、父親・母親ともに「正社員・正規職員」の割合が高くなっています。一方で、母子世帯においても母親の 45.9%が「正社員・正規職員」となっています。
- ・収入が低い水準の世帯では、母親が働いていない理由として「自分の病気や障害のため」が 32.3%と最も高くなっています。

母親の就労状況

単位：%

項目		正社員・ 正規職員	契約社 員・派遣 社員・非 正規職員	パート・ アルバイト	自営業・ 家業(自 由業・フ リーラン スを含 む)	働いてい ない(家 事専業を 含む)	わからな い	いない	無回答
全体(n=1,704)		23.9	6.0	44.1	6.0	18.1	0.4	0.3	1.2
学年別	小学5年生(n=797)	24.3	4.6	42.7	5.1	20.8	0.6	0.5	1.3
	中学2年生(n=887)	23.8	7.2	45.2	6.7	15.7	0.1	0.1	1.2
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	19.4	10.3	38.9	9.7	17.7	1.7	0.0	2.3
	中央値の1/2以上 中央値未満(n=606)	15.2	5.9	52.3	5.1	19.6	0.2	0.5	1.2
	中央値以上(n=820)	32.9	5.4	39.1	5.2	16.3	0.1	0.2	0.6
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	22.7	5.7	45.7	6.0	19.0	0.1	0.0	0.8
	母子家庭(n=111)	45.9	11.7	27.0	6.3	8.1	0.0	0.0	0.9
	父子家庭(n=15)	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	26.7	33.3	26.7

③ 教育上の課題

- ・こどもの将来の進学希望については、全体、等価世帯収入別いずれも「大学」が最も高くなっています。一方、現実については、収入が低い水準の世帯では「高校まで」が最も高くなっており、その理由として半数以上が「家庭の経済的な状況から考えて」をあげています。

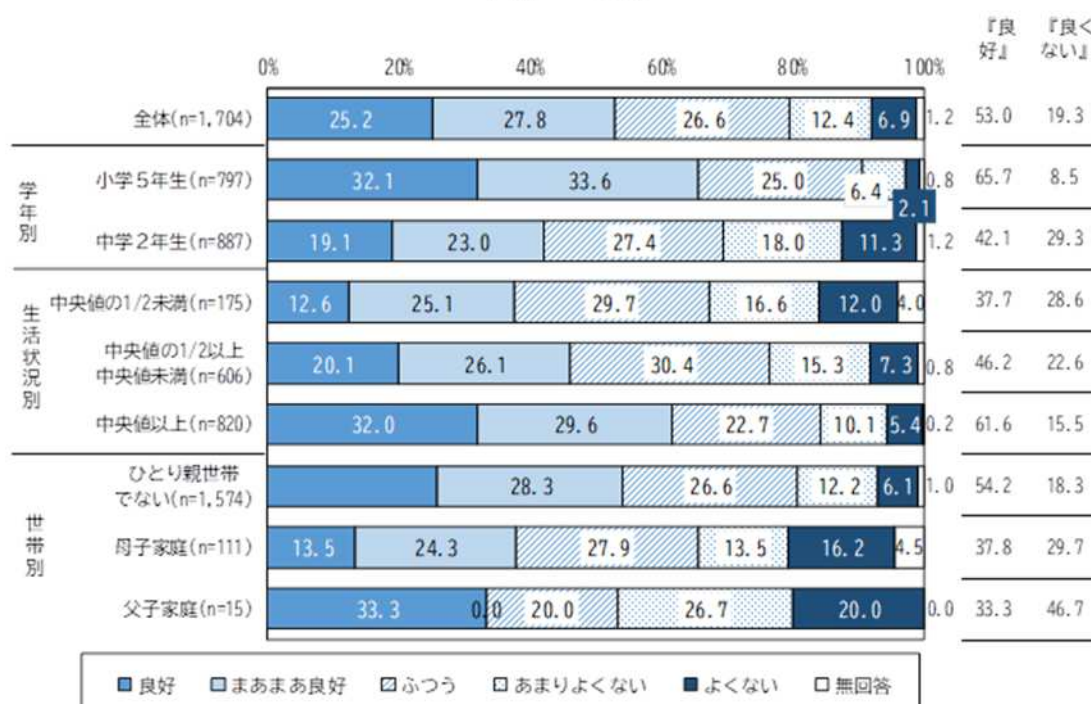
進学の希望と現実が異なると考える理由

単位：％

項目		お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	その他	特に理由はない	無回答
全体(n=560)		42.0	28.6	17.1	8.6	15.4	10.7	0.4
学年別	小学5年生(n=266)	28.9	30.8	18.0	10.9	16.2	14.7	0.4
	中学2年生(n=290)	53.8	26.2	15.9	6.6	14.8	7.2	0.3
生活状況別	中央値の1/2未満(n=83)	31.3	51.8	15.7	7.2	12.0	7.2	1.2
	中央値の1/2以上中央値未満(n=237)	47.3	32.5	15.2	8.4	14.3	9.7	0.4
	中央値以上(n=205)	41.0	14.6	20.0	9.3	17.1	13.2	0.0
世帯別	ひとり親世帯でない(n=500)	42.6	26.4	17.8	9.0	15.4	10.8	0.2
	母子家庭(n=51)	39.2	47.1	13.7	3.9	13.7	7.8	0.0
	父子家庭(n=8)	25.0	50.0	0.0	12.5	12.5	25.0	12.5

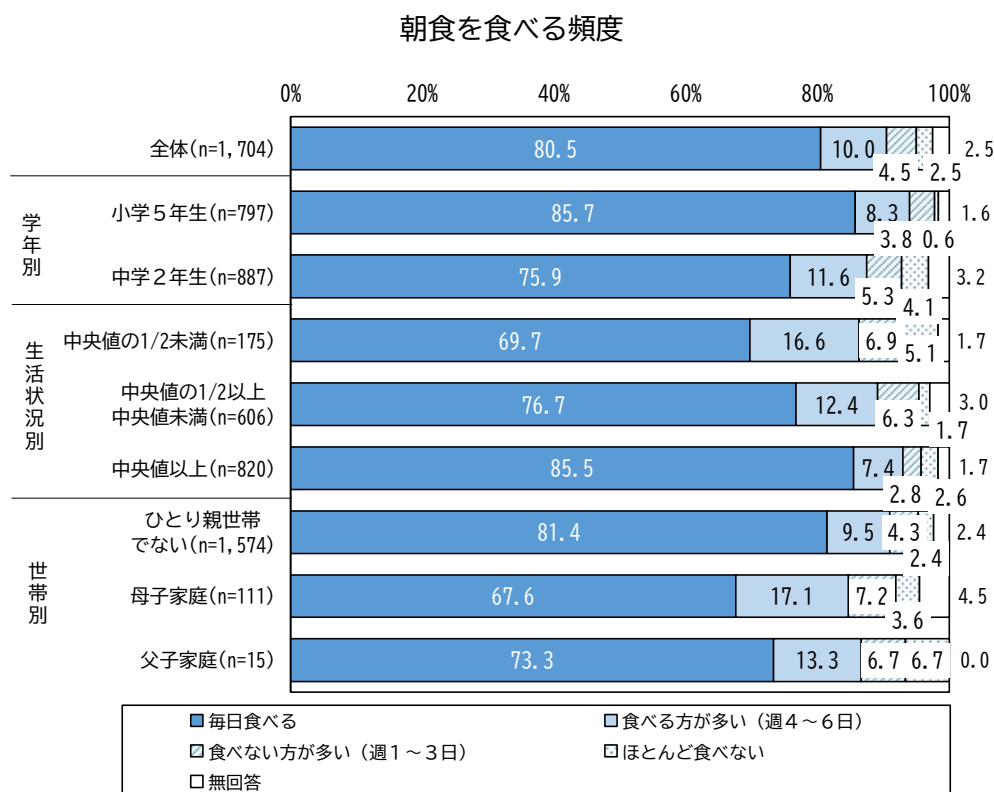
- ・こどもの学校での成績については、収入が高い水準の世帯では「良好」が32.0%で最も高くなっていますが、収入が低い水準の世帯では、「あまりよくない」と「よくない」の合計が28.6%となっています。

こどもの学校での成績について

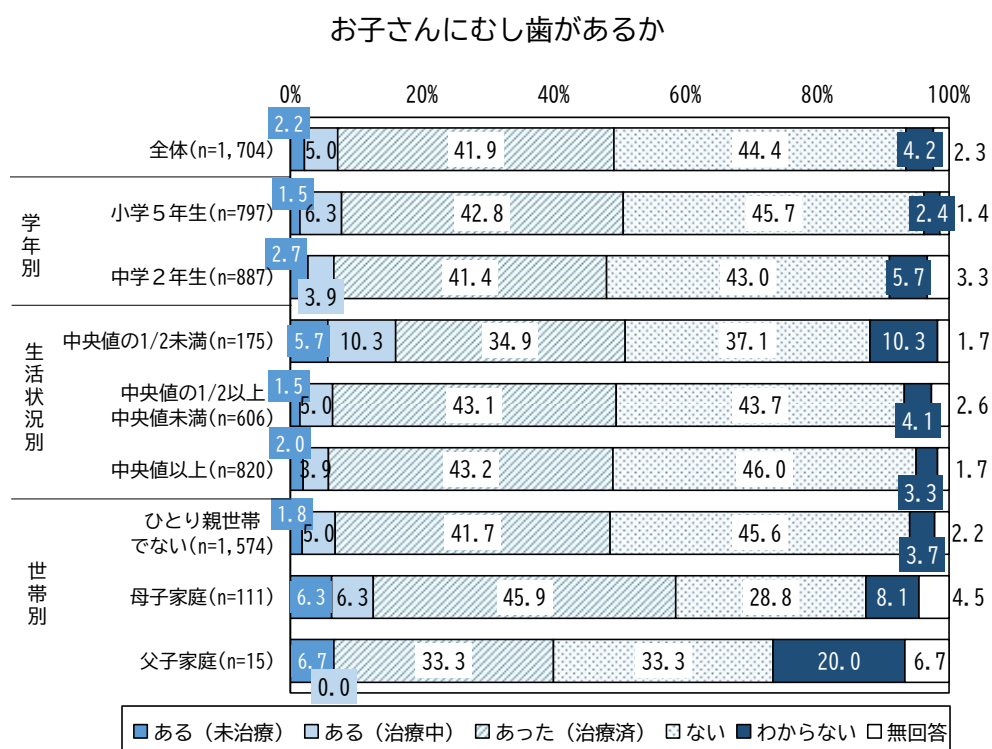


④ 生活・健康上の課題

- ・朝食を「毎日食べる」割合は、収入が低い水準の世帯で 69.7%と他の属性に比べて低くなっています。

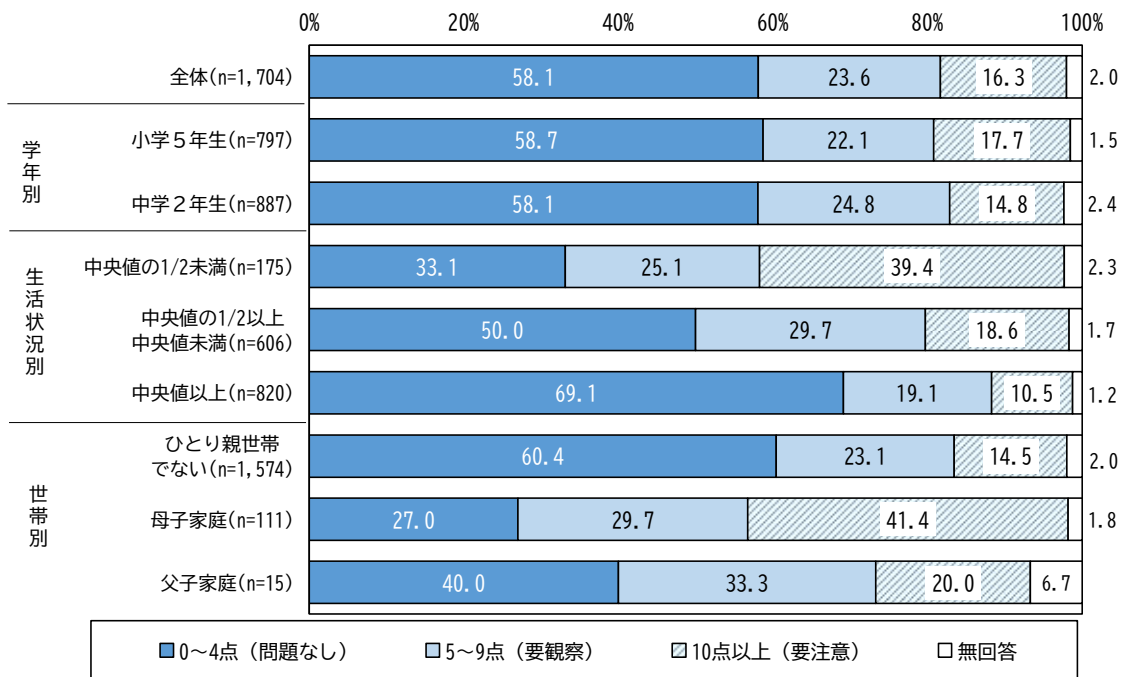


- ・収入が低い水準の世帯では、治療中・未治療にかかわらず、むし歯がある割合が高くなっています。



- ・保護者のこの1ヶ月の気持ち（全6問）に関する回答結果を得点化し、合計点（K6得点※）を算出したところ、「10点以上（要注意）」は収入が低い水準の世帯が39.4%、収入が高い水準の世帯で10.5%と収入が低い層ほど得点が高く、こころの健康状態に問題を抱えている状況がうかがえます。また、母子家庭で「10点以上」が41.4%と高い値となっています。

保護者のこころの健康状態（K6得点）



※国民生活基礎調査でも設定されている設問であり、こころの健康状態を測る指標。

得点	判定	内容
0～4点	問題なし	こころの健康について大きな問題はない。
5～9点	要観察	ストレスが溜まった状態。
10点以上	要注意	こころが疲労している状態。必要に応じて受診・相談を。

⑤ 悩みや必要とする支援

- ・ こどものことで悩んでいることについては、収入が低い水準の世帯で多くの項目で他の属性を上回り、悩みを抱えている状況がうかがえます。特に、「こどもとの関わり方」「子どもと過ごす時間が持てない」「子どもの不登校やひきこもり」などの割合が高くなっています。

こどものことで悩んでいること

単位：％

上位項目		子どもとの関わり方	子どもの反抗や暴言・暴力	子どもの病気や障がい	子どもと過ごす時間が持てない	子どもの友達関係やいじめ	家族間での教育方針の違い
全体(n=1,704)		22.1	11.7	10.7	8.9	8.6	7.3
学年別	小学5年生(n=797)	24.6	12.2	10.5	9.5	8.3	7.4
	中学2年生(n=887)	19.6	10.9	10.9	8.2	9.1	7.2
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	30.3	14.9	14.3	17.7	13.1	4.6
	中央値の1/2以上	22.8	14.0	12.9	5.9	10.2	8.1
	中央値以上(n=820)	20.1	9.8	8.7	9.5	7.0	7.3
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	21.5	11.5	10.5	7.9	8.4	7.8
	母子家庭(n=111)	27.9	13.5	13.5	19.8	8.1	0.9
	父子家庭(n=15)	40.0	20.0	13.3	26.7	33.3	0.0

下位項目		子どもの不登校やひきこもり	学校の先生との関係	他の保護者との関係	その他	特に悩みはない	無回答
全体(n=1,704)		6.2	4.8	3.9	13.1	41.8	3.1
学年別	小学5年生(n=797)	5.6	3.4	4.8	11.0	43.0	2.8
	中学2年生(n=887)	6.9	6.2	3.0	15.2	40.6	3.3
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	12.6	5.7	5.1	16.0	27.4	3.4
	中央値の1/2以上	7.1	5.0	6.4	11.9	42.1	2.5
	中央値未満(n=606)						
	中央値以上(n=820)	4.5	4.5	2.1	12.6	45.1	2.6
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	5.8	4.6	3.9	12.5	43.0	3.0
	母子家庭(n=111)	10.8	4.5	2.7	21.6	27.0	2.7
	父子家庭(n=15)	13.3	20.0	20.0	13.3	26.7	0.0

- ・ 現在必要とする支援については、所得の高低にかかわらず「子どもの就学にかかる費用の軽減」が最も高くなっていますが、収入が低い水準の世帯では「様々な行政サービスの申請や相談が一つの場所でできること」「一時的に必要な資金の貸付」「子どもの教育・進学に関する相談」「自身の就職・転職のための支援」などの割合が高くなっています。

(2) 関係機関・団体調査

経済的に困窮していると感じるこどもや保護者の状況	
貧困以外で抱える問題	・複合的な問題・課題によるこどものヤングケアラー化や世帯の孤立化 ・保護者の疾患や障がい、保護者の虐待・DV 経験による PTSD ・こども自身やきょうだいなど家族の障がい ・多子世帯、ひとり親世帯、外国籍世帯など ・支援が必要な保護者ほど介入を拒み一人で頑張ろうとしてしまう。
生活や学習の様子で特徴的な状況	・早寝早起き、朝ごはんを食べる、歯みがきなど基本的な生活習慣や学習習慣が身についていない。 ・むし歯があっても保護者が歯科に連れて行かないなど、こどもの健康に対する関心が薄い。 ・給食のために登校する面があり、夏休みなどの長期休み期間中の栄養不足が心配。
保護者との関係	・保護者の気持ちの余裕がないため、こどもはさみしさを我慢する傾向にある。 ・親子の間で支配関係があり、親に要求をする、困っていることを伝えることを諦めている子どもが多い。
貧困がこどもや保護者に与える影響	・幼少期は心身の影響が中心だが、成長に従い、学習面やコミュニケーション・人との関わりなど影響が大きくなる。 ・不登校が低年齢化することで、基礎学力が身につかない。
必要と感じる支援	・保護者を孤立させないための信頼関係の構築、見守り体制 ・保護者の就労支援だけでなく、家族全体を支援する視点 ・小学校高学年位の年代のこどもへの生きる力を身につけるための教育(自炊やお金のこと等)
必要な市の取組	・行政に相談することを「敷居が高い」と感じる保護者が多いため、相談しやすい環境や体制づくり ・関係機関や庁内各課との連携・情報の共有 ・支援を必要とする人に届くようなわかりやすい情報発信 ・学校応援団をはじめ開かれた学校づくり、地域との連携 ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

外国籍のこどもや保護者の状況	
外国籍のこどもや保護者の抱える課題	・両親ともに外国籍で日本語が習得できていない場合、園の持ち物やルールについて意思の疎通が難しい。また、文化の違いにより集団での活動が難しいこともある。(保育園・幼稚園) ・通学していても、学習支援が受けられず勉強がわからないまま放置されていると思われるケースがある。 ・保護者よりもこどもの方が日本語を早く覚えた場合、こどもが通訳のように立ち回ることがある。
必要な支援	・親子ともに日本語習得の支援が必要。 ・こどもの就学にあたり、日本の学校の仕組みや進学にかかる費用、支払い等についての情報提供や相談対応、面談への同行等、支援が必要。 ・日本の社会に適応出来るよう、わかりやすい情報提供やサービスの充実と共に保護者への啓発が必要。

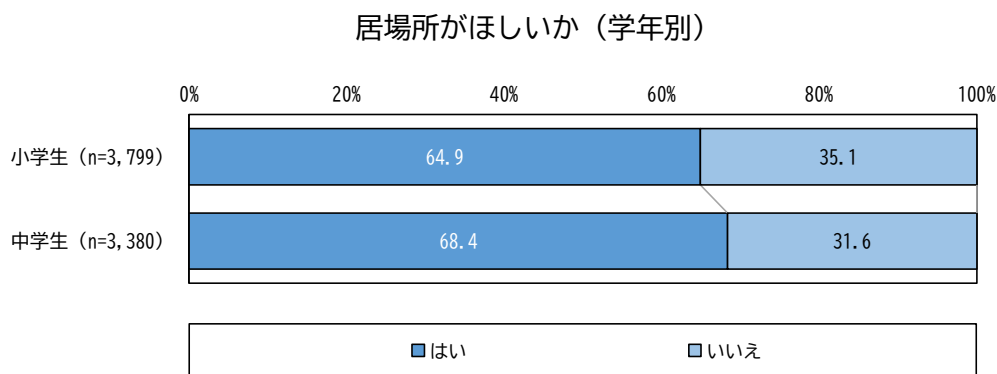
4. こども・若者調査結果からみる本市の現状

調査名	こども・若者調査	
	小中学生調査	こども・若者の意識と生活に関する調査
調査対象者	越谷市内の小中学校に通う小学5年生～中学2年生の児童・生徒	15～39歳のこども・若者
調査方法	インターネットでの配布・回収	郵送配布、郵送・インターネット回収を併用
調査実施期間	令和6年1月29日～2月15日まで	令和6年1月5日～2月5日まで
調査対象者数	11,510件	5,000件
回収数（率）	7,179件（62.4%）	1,401件（28.0%）

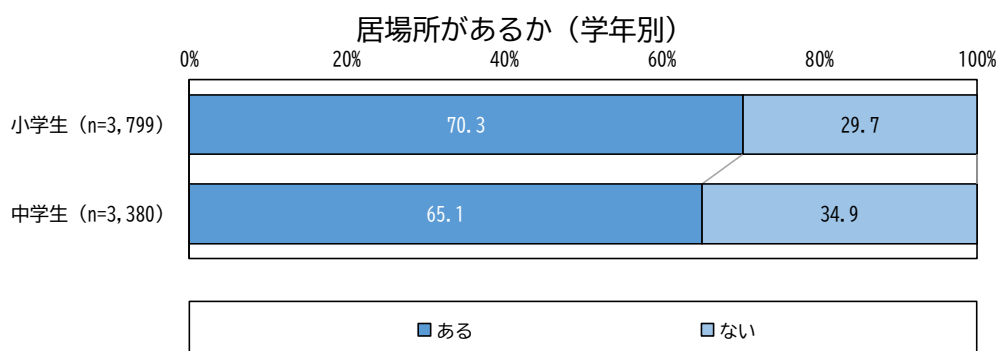
（1）小中学生調査

① 居場所について

- ・家や学校以外の居場所がほしいかについて、小学生は「はい」が64.9%と「いいえ」の35.1%を大きく上回ります。中学生についても「はい」が68.4%と、「いいえ」の31.6%を大きく上回っています。

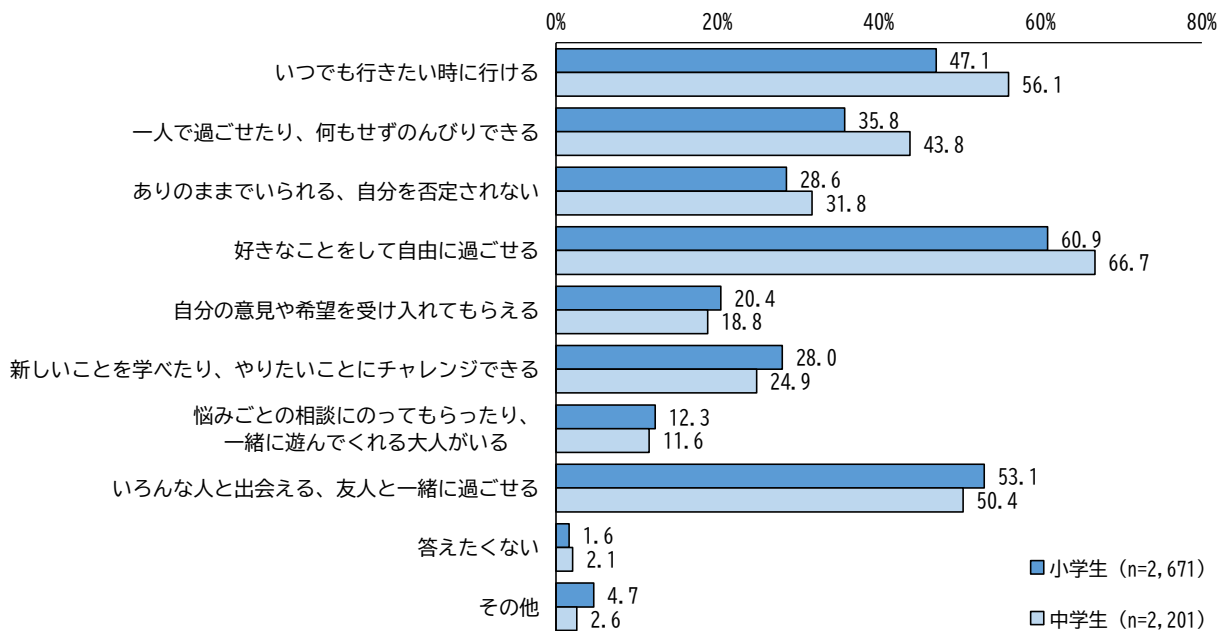


- ・家や学校以外の居場所があるかについて、小学生は「ある」が70.3%と「ない」の29.7%を大きく上回ります。中学生についても「はい」が65.1%と、「いいえ」の34.9%を大きく上回っています。



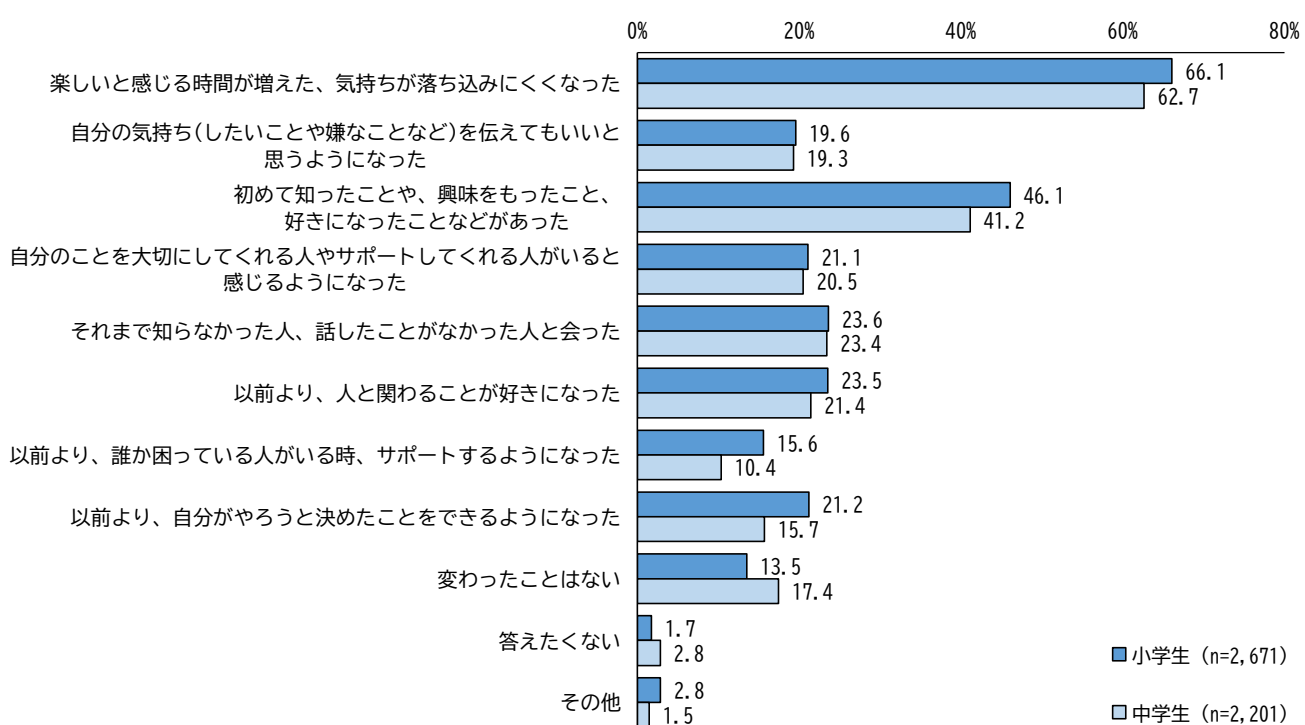
- ・居場所があると回答した人にどのような居場所かをたずねたところ、小学生・中学生ともに、「好きなことをして自由に過ごせる」がそれぞれ最も高く、「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」や「いつでも行きたい時に行ける」が上位にあげられています。

【居場所あり】どのような居場所か（学年別）



- ・居場所があると回答した人に居場所に行くようになって変わったことをたずねたところ、小学生・中学生ともに、「楽しいと感じる時間が増えた、気持ちが落ち込みにくくなった」がそれぞれ最も高く、次いで「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」となってます。

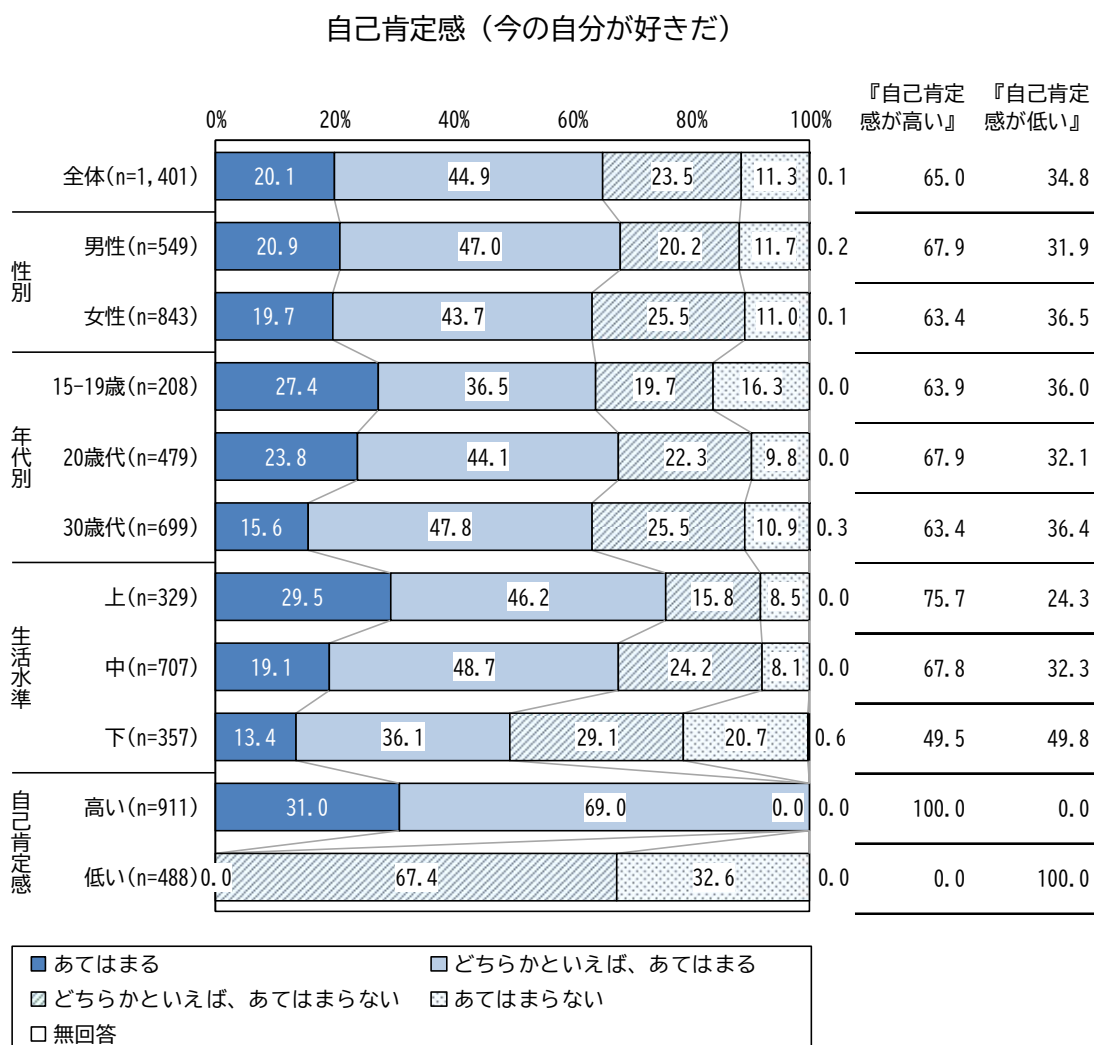
【居場所あり】どのような居場所か（学年別）



(2) こども・若者の意識と生活に関する調査

① 自己肯定感や幸福感、孤独について

- ・今の自分が好きだという自己肯定感について、『自己肯定感が高い（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）』割合は、男性 67.9%が女性 63.3%をやや上回ります。年代では大きな差は見られませんが、生活水準が高いほど自己肯定感が高い傾向にあります。



※クロス集計項目について

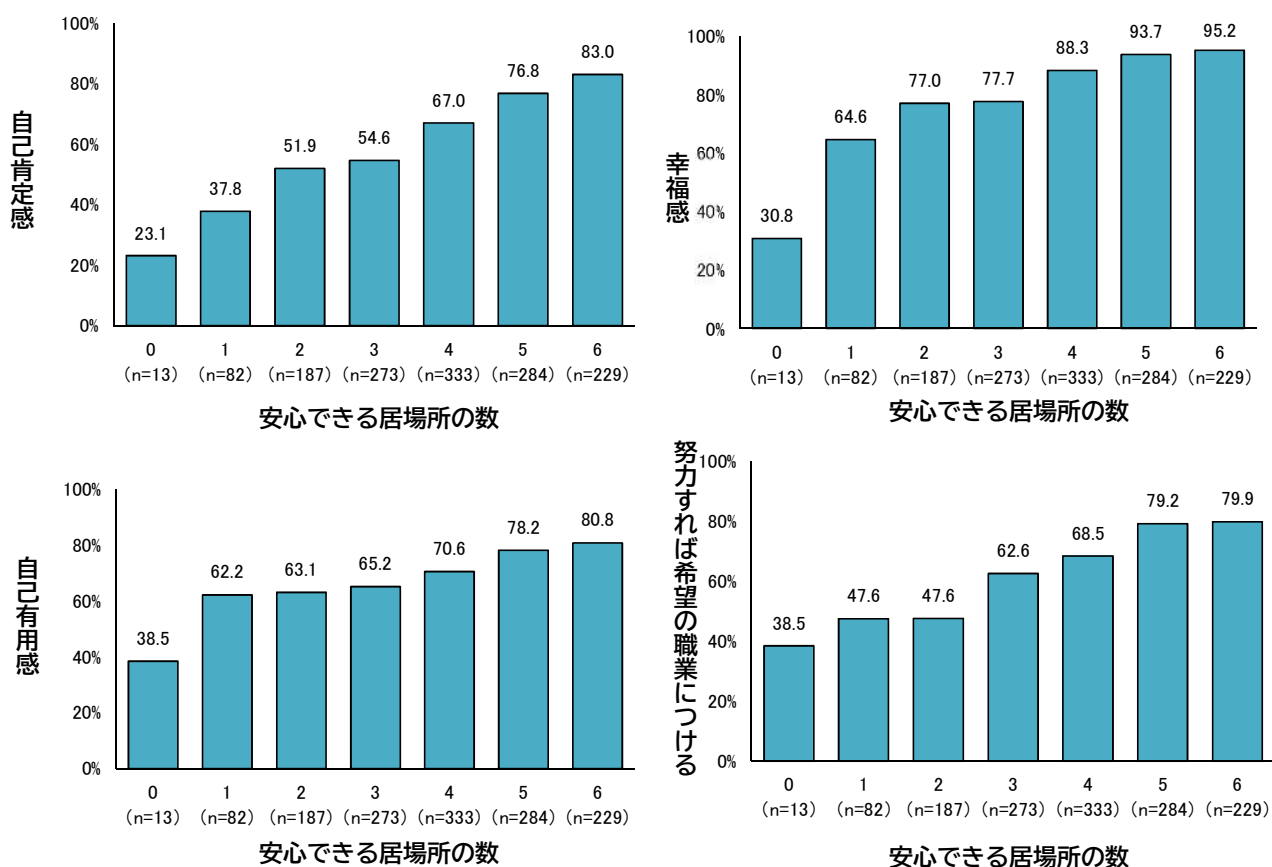
生活水準は、暮らし向きにおける回答、「上」＋「中の上」→『上』、「中」→『中』、「中の下」＋「下」→『下』、自己肯定感は、自分のことが好きかへの回答「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」→『（自己肯定感が）高い』、「どちらかといえばあてはまらない」＋「あてはまらない」→『低い』としてクロス集計項目に活用。

- ・孤独を感じることがあるかについて、『孤独を感じることがある（「たまにある」と「時々ある」と「しばしばある・常にある」の合計）』割合は、女性 49.6%が男性 42.6%を上回ります。年代では 20 歳代・30 歳代でやや高く、生活水準や自己肯定感が低い層で6割台と特に高くなっています。

② 安心できる居場所について

- 安心できる居場所は、＜自分の部屋＞、＜家庭＞、＜学校＞、＜職場＞、＜地域＞、＜インターネット空間＞の6個から複数選択していただきました。回答として、＜自分の部屋＞や＜家庭＞が安心できる居場所であるとの回答が多くなっています。また、若い世代ほど＜インターネット空間＞が安心できる居場所であるとの回答が多い傾向にあります。－
- 安心できる居場所の数が多い人ほど＜自己肯定感＞、＜幸福感＞、＜自己有用感＞、＜努力すれば希望の職業につくことができる＞に対しポジティブな回答が多くなっています。

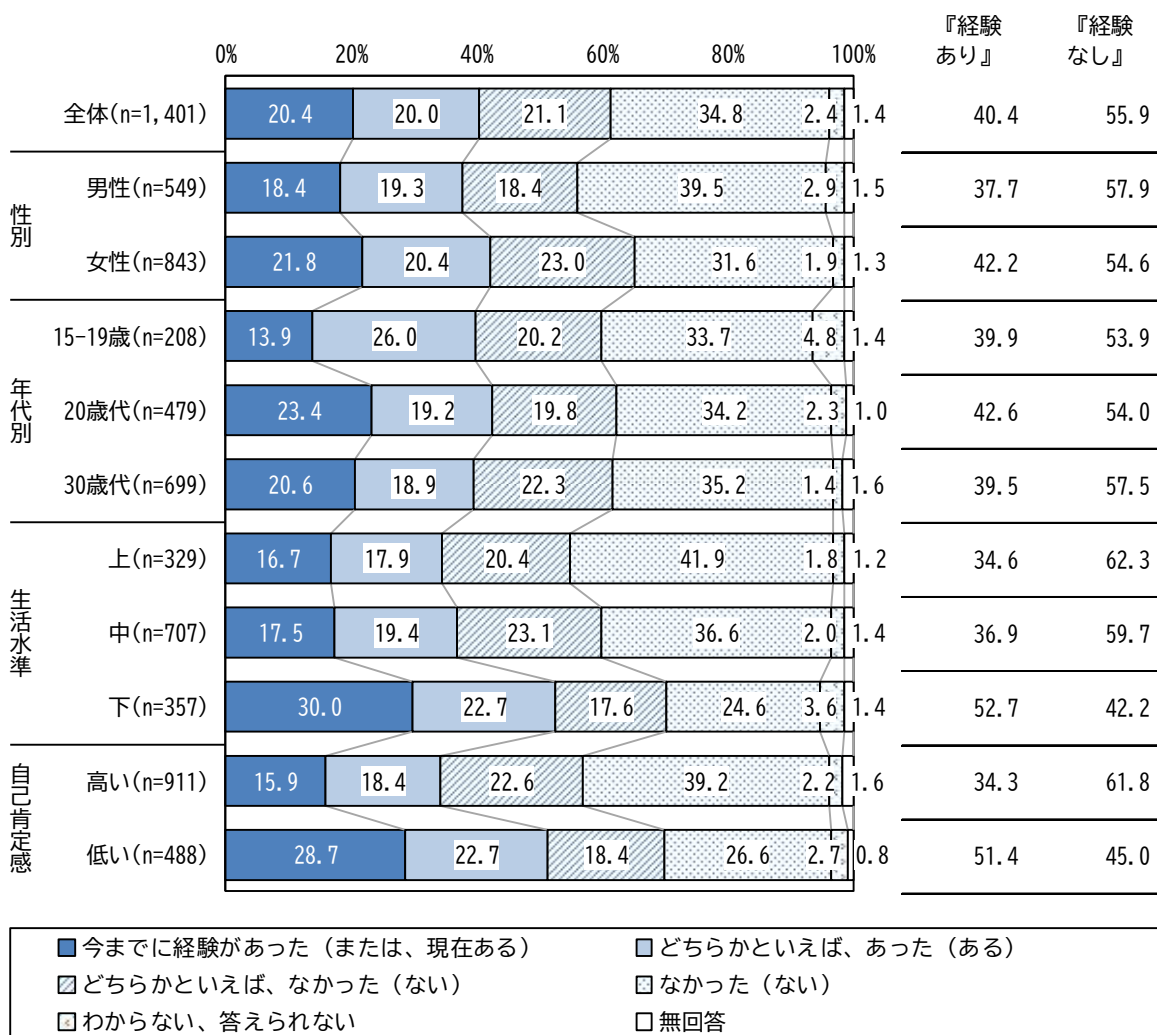
安心できる居場所の数と自己肯定感等の関係



③ 社会生活や日常生活の状況について

- 社会生活や日常生活を円滑に送ることが出来なかった経験については、全体の4割が『経験あり（「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」の合計）』としています。生活水準や自己肯定感が低い層で5割台と特に高くなっています。－

社会生活や日常生活を円滑に送ることが出来なかった経験の有無



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念

こどもたちの現在（いま）と未来を応援し、
あらゆるこども・若者が輝くまちをつくる

～わたしらしく遊べる・学べる・働ける・育めるまちこしがや～

2. 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るほか、こどもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

安心して妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や保健指導を充実し、安心して子育てができるようサポートします。また、こどもの急な病気等に対応できるよう小児医療体制の確保を図ります。幼児期から学童期にかけては、こどもの心身の健全な発育・発達を促すところと体の健康づくり、食育や運動機会の充実を図ります。

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

働き方やライフスタイルが多様化するなかで、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

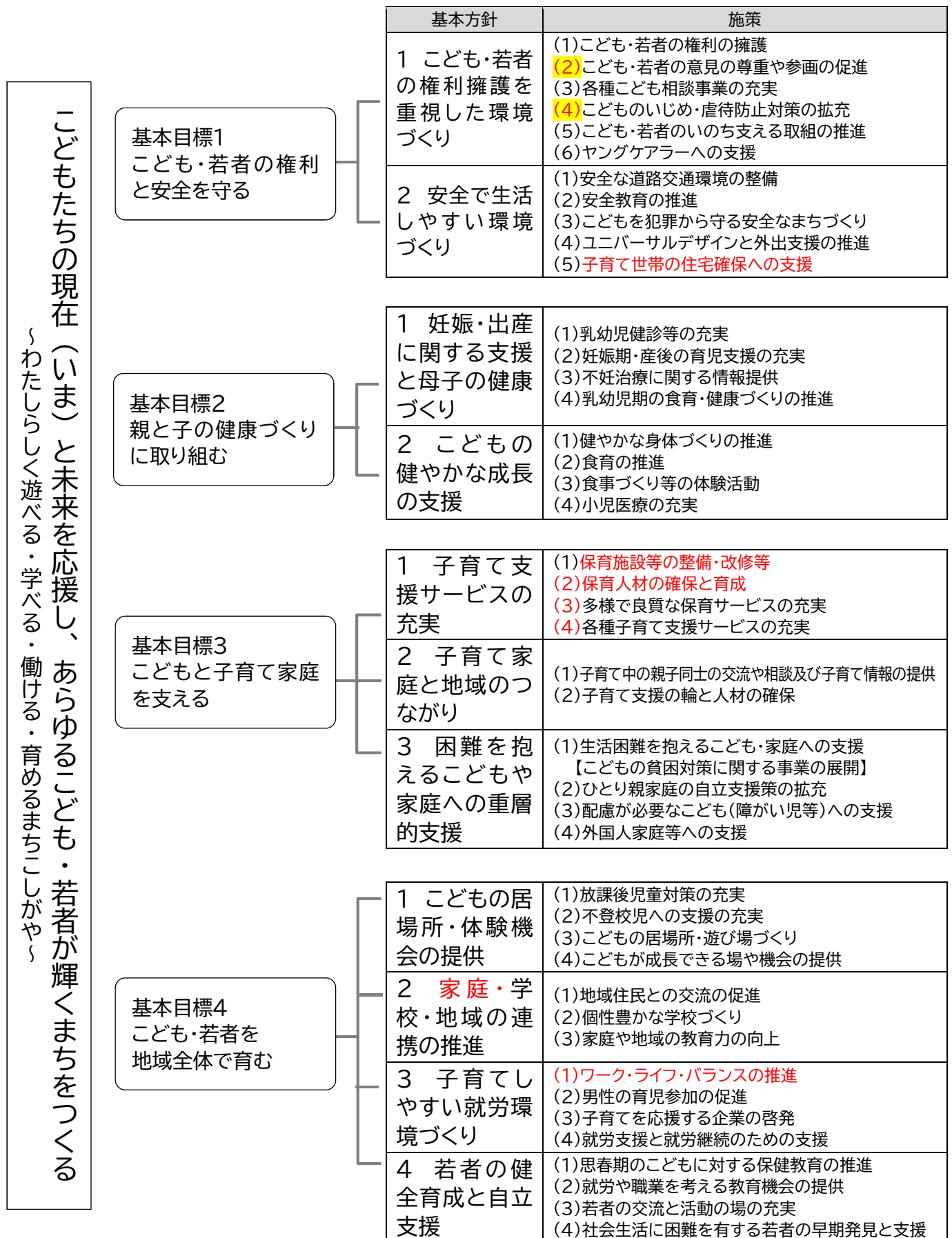
こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域コミュニティの核となる学校づくりや家庭の教育力の向上に努めます。

また、就労形態の多様化に対応し、企業等の取組を支援するなど、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

3. 施策体系



第4章 こども・若者支援に関する事業の展開

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

1 こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

【現状と課題】

- ◆令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は国連による「児童の権利に関する条約」の4原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を反映した内容となっています。
- ◆児童虐待については、平成12年の児童虐待防止法及び児童福祉法の累次の改正などにより充実が図られてきました。しかし、全国の児童相談所に寄せられている児童虐待に関する相談件数は、令和3年度20万件を超えるなど増加が続いており、本市においても、児童虐待に関する通告件数が増加しています。
- ◆国においては平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所及び市町村の体制強化を進めている。令和2年4月には、体罰禁止の法定化、児童相談所の強化、DV対策との連携強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律」が施行されています。
- ◆いじめ・体罰・児童虐待・性被害等こどもが被害者となる人権侵害の件数が全国的に増加しています。また近年、保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組や性的マイノリティに関する差別や偏見等、こども・若者を取り巻く新たな人権課題について周知を進める必要があります。
- ◆令和6年の子ども・若者育成支援推進法改正により、日常的に家族の世話や介護を過度に担う子ども「ヤングケアラー」への支援強化が盛り込まれ、国や地方自治体が18歳以上も含めたヤングケアラー支援に努めることを明確化しています。同年の子ども・子育て支援法改正においてもヤングケアラー支援強化が明記されました。
- ◆こども・若者調査では、社会生活や日常生活を円滑に送れていない経験がある人の学校生活における主な原因として「いじめを受けた」「集団行動が苦手」「友達との関係が悪い」などが上位にあげられています。

【施策の方向性】

- こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、こどもの権利について広く市民への周知を図ります。また、こどものいじめや虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めるとともに、被害を受けたこども・若者に対し、様々な形で支援を行います。さらには、様々な場面で子どもが参画し、意見を反映できる機会づくりを進めます。

【施策の展開】

(1) こども・若者の権利の擁護

こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、子どもの権利条約やこども基本法の理念等について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
子どもの権利等啓発活動	児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会に、こどもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を行います。	こども家庭センター
越谷市子ども憲章の啓発活動	将来を担うこどもが、夢と希望を持ち、自ら考え、行動するための指針である「子ども憲章」を、青少年健全育成啓発冊子や各種イベントの配布資料等に掲載し、啓発を推進します。	青少年課
人権教育推進事業	人権教育研修会の実施や児童生徒用の人権教育リーフレットの作成・配付等を行い、こどもの権利擁護についての意識を高めます。	指導課
若年層に向けた男女共同参画の啓発	できるだけ早い段階から男女共同参画の考え方を身につけられるよう、児童生徒や保護者に対し男女共同参画に関する啓発資料の配布などを実施します。	人権・男女共同参画推進課
人権相談	人権擁護委員と連携し、こどもの人権問題を含めた市民が抱える人権に関する悩みや心配事を解決するため、人権相談所を開設し、助言・援助等を行います。	人権・男女共同参画推進課
人権啓発活動	人権擁護委員と連携し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、越谷市民まつりや人権週間においてこどもの人権問題を含めた人権に関する啓発活動を行います。	人権・男女共同参画推進課

(2) こども・若者の意見の尊重や参画の促進

こども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するための仕組みづくりやこども・若者が政策方針決定過程に参画できる機会の創出に努めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
こども・若者の意見の尊重や参画の促進	こども・若者に関わる事業について、こども・若者の意見が十分反映されるよう配慮します。また、計画策定や事業実施などへの参加を積極的に進めます。	子ども施策推進課

(3) 各種こども相談事業の充実

教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、子どもの虐待等の問題に対応するため、学校・教育センター等における子ども自身も気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
家庭児童相談室	家庭における子どものしつけや行動、親子関係など、心配や悩みがある人に対して、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	こども家庭センター
児童館の子ども家庭相談	専任の子ども家庭相談員が発育や生活習慣、遊びについてなど、相談および助言を行うとともに、他の相談機関との連携を図ります。	青少年課
青少年相談室	悩みを抱える青少年や青少年の非行、問題行動で悩んでいる保護者等の相談を受け付けます。	青少年課
教育相談事業	4歳児から中学生までの就学相談や小学生から中学生までのいじめや不登校等、教育相談を月曜日から土曜日まで行います。メール相談は随時受け付けます。	教育センター
児童精神カウンセリング事業	市立病院において、臨床心理士により、専門的な相談を行います。	市立病院 庶務課

(4) こどものいじめ・虐待防止対策の拡充

こどものいじめ・虐待の発生予防・早期発見・早期対応等への支援を図るため、ICTを活用するとともに、関係機関との連携協力体制を強化します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
いきいきアンケートの実施 新規	一人一台タブレットで市内全小中学生を対象とした調査を実施し、学校と教育委員会が同じ視点に立ち、潜在的ないじめについて早期発見・早期対応に取り組むとともに、些細ないじめも見逃さないよう、教職員の認知に関する意識向上を図り、今後の生徒指導・教育相談に関する取組を充実させます。	指導課
「トラブル相談ホットライン」の運用 新規	一人一台のタブレットから、子どもたちがより手軽にSOSを発信できるツールで、教育委員会がホットラインの投稿を確認します。投稿があれば学校へ連絡し、組織対応を開始します。	指導課
スクールロイヤーの配置 新規	虐待やいじめのほか、過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、初期対応の段階から予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決や、教職員の負担軽減を図ります。	指導課
要保護児童対策地域協議会	家庭におけるこどものしつけや行動、親子関係など、心配や悩みがある人に対して、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	こども家庭センター
児童福祉に係る相談、指導	社会福祉主事が、子育てに関しての不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、市内の児童施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	こども家庭センター

取り組み・事業名	内 容	担当課
居住実態が把握できない児童に関する調査	住民票はあるものの保健福祉サービスを受けていないこどもなど、居所不明児童の実態を把握します。	こども家庭センター
児童相談所等との連携	こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行います。	こども家庭センター
民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な存在として、民生委員・児童委員が各種相談に応じます。また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が、民生委員・児童委員の後方支援を行うとともに、児童相談所、学校、保健所等の機関との連携により、こどもの虐待防止に努めます。	福祉総務課
民生委員・児童委員、主任児童委員の確保 新規	民生委員・児童委員や主任児童委員など、子育て支援に携わる担い手の確保に努めます。	福祉総務課

(5) こども・若者のいのちを支える取組の推進

こどもが命や暮らしの危機に直面したとき、身近にいる信頼できる大人に援助を求めるための具体的かつ実践的な方法の学習、同時に教職員等の受け止め方に関する研修を行うことで、こどもたちの命を守ります。また、性的マイノリティの方の生きづらさの軽減に向けて性の多様性に関する正しい理解を促進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
SOSの出し方に関する教育 新規	教育委員会や各学校と連携し、教材やグループワークを活用した、生徒向けの SOS の出し方に関する教育を実施します。	保健総務課
教職員に対する研修等の実施 新規	教育委員会出前講座を利用し、教職員向けにゲートキーパー研修を実施します。	保健総務課
性的少数者の理解啓発、支援の推進 新規	性の多様性についての理解啓発を通じ、性的指向や性自認に関するマイノリティの権利を擁護します。	人権・男女共同参画推進課

(6) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーに関する調査の実施により実態の把握に努めるとともに、関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
ヤングケアラーの実態に関する調査 新規	ヤングケアラーの実態調査を行い、全体数の把握に努め、こどもやその家族にとって必要な支援、求められている支援を検討し、ヤングケアラー支援の実施に努めます。	こども家庭センター
ヤングケアラーのための相談支援体制の整備 新規	本来おとなが担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行うことで、学業や交友関係に支障をきたしてしまう恐れのあるこどもが、気軽に相談でき、寄り添い必要な支援に繋ぐことができる支援体制の整備に努めます。	こども家庭センター

2 安全で生活しやすい環境づくり

【現状と課題】

- ◆こどもの安全・安心が脅かされている事故や事件が増加しており、こどもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。市においては、「子供110番の家」や防犯施設の整備など、子どもが犯罪等の被害にあいにくいまちづくりを推進しているほか、市民の所有するドライブレコーダー搭載車両有効活用し、地域の見守り活動の充実を図っています。
- ◆関係省庁により総合的な防犯対策「登下校防犯プラン」に基づき市でも同プランをとりまとめ、警察等との連携のもと対策を進めています。市内の各小学校に交通指導員を配置していますが、定数の70名よりも多くの配置希望が寄せられています。今後もこどもの事故を防ぐために、関連各課や警察等の関係機関と連携により、安全な環境づくりに取り組む必要があります。
- ◆道路環境整備に関する社会的な関心が高まっており、通学路等における安全確保、自転車利用環境の整備に取り組んでいます。
- ◆市内のノンストップバスの導入率が高くなってきたため、補助金の活用する機会が減少していますが、引き続き鉄道駅ホームドアの設置を推進するなど、今後も年齢や障害の有無に関わらず、誰もが容易に乗降でき、快適に移動できるような公共交通機関の整備を進める必要があります。
- ◆子育て世帯住宅については、新規建設を行っていないため戸数が限られ、空き住戸が確保しにくい状況となっています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査において、子どもや子育て家庭が気軽に外出するため、まちのバリアフリー化や歩きやすい道路環境、外出先でオムツ交換等ができる施設が求められています。

【施策の方向性】

- こどもの交通事故の防止に向けて、安全性の高い道路や歩道整備と交通安全教育を進めます。また、子育て中の人が利用しやすいバリアフリー等のユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備や、子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備を進めます。また、こどもが犯罪等の被害に遭わないよう安全教育を推進するとともに、通学路の巡回など、地域や民間事業者との連携により安全で生活しやすい環境づくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 安全な道路交通環境の整備

こどもやこどもを連れた保護者等が、安全に安心して通行することができるよう、歩道の整備等、生活道路における道路環境の整備を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
交通安全対策事業	交通事故の未然防止や歩行者・自転車利用者等の安全確保を図るため、危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全施設（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止めなど）等を行います。通学路の安全対策等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図ります。	道路総務課
道路新設改良事業	新設道路及び既設道路の歩道整備を行います。	道路総務課
新規道路の歩道整備	市街地開発事業による新規道路の歩道整備を行います。	市街地整備課

(2) 安全教育の推進

こどもを交通事故や犯罪から守り、こども自身が犯罪の危険から身を守れるよう家庭や地域、学校等が一体となった交通安全教育・防犯教育を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
交通安全教育の推進	事故や不審者から児童生徒を守るための危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全教室や避難訓練、不審者への対応等の訓練を実施します。また、スクールガード・リーダーを中心として学校・家庭・地域が一体となった防犯体制の充実を図ります。	指導課
交通安全指導事業	登校時における児童の交通安全対策として、交通指導員による朝の交差点等での安全指導を行います。正しい交通ルールやマナーをこどもが身につけられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において、交通安全教室を開催するとともに、保護者が行う交差点等での安全活動について指導を行います。	くらし安心課

(3) こどもを犯罪から守る安全なまちづくり

こどもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進め、地域の防犯活動の充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
地区青少年指導活動	各地区の青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等を実施します。	青少年課
「子ども 110 番の家」活動への支援	越谷市 PTA 連合会が主体として活動している「子ども 110 番の家」事業を支援します。	生涯学習課
地域の防犯活動への支援 <u>拡充</u>	子どもの安全確保のため、「青色回転灯を装備した車」を用いたパトロールを継続的に実施します。 また、越谷警察署等と連携しながら、犯罪抑止効果のある街頭防犯カメラの設置の検討を行うとともに、人の目による「ながら見守り」を推奨し、ドライブレコーダーを「動く防犯カメラ」として有効活用し、不審者情報の City メール配信と併せて、地域の見守り活動の充実を図ります。	くらし安心課

(4) ユニバーサルデザインと外出支援の推進

授乳やおむつ交換ができる環境を整備することにより乳幼児を育てる保護者の外出支援に努めるとともに、こどもや子育て家庭だけでなく、誰もが安心して、快適に生活できるように、公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
授乳・おむつ交換ができる環境づくりの推進	乳幼児と一緒に出かけやすい環境づくりを進めるため、外出中の授乳やおむつ交換ができる施設（赤ちゃんの駅など）を公共施設に設置し、気軽に立ち寄れる環境づくりを推進します。	子ども施策推進課
公共サインの整備	わかりやすいまちの構造をつくるための具体的手段として、主に公共施設への案内誘導サインの整備を行います。また、越谷らしさの表現や景観にも配慮した計画を進めます。	都市計画課
ノンステップバス導入促進事業への支援	路線バスのバリアフリー化を進めるため、ノンステップバス導入促進事業を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付します。	都市計画課
鉄道駅ホームドア整備事業への支援	鉄道駅のバリアフリー化を進めるため、ホームドア整備事業を行う鉄道事業者に補助金を交付します。	都市計画課
ユニバーサルデザインの促進	市街地開発事業を進めるにあたり、事業者に対し、バリアフリーの誘導を図るなどユニバーサルデザインを促進します。	市街地整備課

(5) 子育て世帯の住宅確保への支援

子育て家庭が暮らしやすい住宅建築へのアドバイスや子育て支援住宅の指定等により、広くゆとりのある住宅の確保に向けた環境整備を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
建築物のバリアフリー化の促進	一定規模以上の生活関連施設の整備等について、事業者によるバリアフリー化を促進します。	建築住宅課
子育て支援住宅の指定	安心して子どもを育て、子どもが健やかに成長することのできる住環境の確保を支援するため、市営住宅の一部を「子育て支援住宅」に指定し、住宅に困窮する子育て世帯への住宅の供給に努めます。	建築住宅課

基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

【現状と課題】

- ◆国の「健やか親子 21」は母子保健における国民運動計画であり、令和6年度を目標に第2次計画が推進されています。同計画では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指し、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の3つの基盤課題と、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」「妊娠期からの児童虐待防止対策」の2つの重点課題を設定しています。
- ◆地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっていることを背景に、令和元年に「成育基本法」が施行され、成育医療等基本方針に基づき「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、医療・保健・教育・福祉などの幅広い取組みが推進されています。
- ◆令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされ、越谷市においても令和6年4月より、こども家庭センター「ここベース」を設置しています。今後は、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、健康・福祉関係各課との連携強化が重要となります。
- ◆働く女性の増加や初婚年齢の上昇に伴う出産年齢の上昇を受けて、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。また、伴走型相談支援を通して、ハイリスク妊婦に対する支援を早期に開始するとともに、乳幼児健診未受診者の中には、問題を抱えているケースもあるため、未受診者への対応の充実を図る必要があります。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で子育てに関して悩んでいることについて、「遊ばせ方やしつけに関すること」「食事や栄養に関すること」が多くあげられているなど、乳幼児期の育児について基本的な内容についても悩み・不安を抱える保護者が多くなっていることから、母親学級・両親学級などの機会を通じて保護者に寄り添った対応ができるよう、発達段階に応じた適切な情報発信をする必要があります。

【施策の方向性】

- 妊娠・出産に係る母子保健事業を通じて、母子の健やかな成長を図り、適切な支援を提供するとともに、育児不安の解消や育児への助言、情報提供等の支援を行います。あわせて乳幼児の発達段階に合わせた食育と健康づくりを推進します。

【施策の展開】

(1) 乳幼児健診等の充実

妊婦、乳幼児への健診事業の充実、予防接種事業により疾病の予防を図るとともに、発育・発達に関する相談や療育指導を実施します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
妊婦健康診査	健康診査 14 回（問診・診察・血圧測定・尿化学検査・（血液検査））、超音波検査、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)抗体検査、子宮頸がん検査等の費用助成を行います。	こども家庭センター
乳児健康診査	4 か月児、10 か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施します。	健康づくり推進課
幼児健康診査	1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に、身体測定・問診・診察（内科・歯科）・屈折検査（3 歳児）及び保健師・栄養士による相談を行います。	健康づくり推進課
特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	健康づくり推進課
1 歳 6 か月児・3 歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・公認心理師・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行います。	健康づくり推進課
予防接種	BCG、5 種混合等各種予防接種を医療機関で実施します。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図ります。	健康づくり推進課

(2) 妊娠期・産後の育児支援の充実

保健師、助産師等の専門職による家庭訪問や相談対応等を通じて育児不安の解消や心身の負担の軽減に努めるとともに、母子の健全な育成と安心して子育てができるよう支援の充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
妊産婦・新生児訪問（乳幼児全戸訪問）	助産師や保健師が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図ります。	こども家庭センター
養育支援訪問事業	養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図ります。	健康づくり推進課
産後ケア事業 新規	助産師等の看護職が、訪問型・通所型・宿泊型のいずれかの方法で母親の心身の回復への支援や乳房管理、乳児の発育発達等のチェックを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。	こども家庭センター
産後支援事業 新規	助産師が出産後の母親の身体的、精神的な悩みや不安、新生児の保育などの相談や実践的ケア（母乳ケア等）のアドバイスを行うことにより、母子の孤立や不安を軽減し、母子の心身両面の健康の保持増進を図ります。	こども家庭センター
乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図ります。	健康づくり推進課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	健康づくり推進課

(3) 不妊治療に関する情報提供

不妊に悩む人に対し治療に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう検査費を助成します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
不妊治療の情報提供	不妊専門相談センター及び埼玉県で実施するピアサポートセンター「ふわり」や助産師による電話相談等、不妊に関する相談のできる施設などの情報提供を行います。	感染症保健対策課
早期不妊検査費・不育症検査費助成事業 新規	こどもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方を対象に不妊検査費及び不育症検査費を助成します。	感染症保健対策課

(4) 乳幼児期の食育・健康づくりの推進

乳幼児の発達段階に合わせて、食や栄養、健康づくりに関する学習機会の提供と情報の提供を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
離乳食教室	乳幼児の保護者を対象に離乳の進め方や離乳食の作り方の教室を開催します。	健康づくり推進課
栄養相談	栄養士等が離乳食など食生活の相談を行い、育児を支援します。	健康づくり推進課
幼児保健教室「ヘルシーキッズスクール」	幼児と保護者と対象として、栄養士等が食を中心とした健康づくりの教室を開催します。	健康づくり推進課

2 こどもの健やかな成長の支援

【現状と課題】

- ◆子どもの遊びや運動機会の減少等により、子どもの体力・運動能力が低下傾向にあります。コロナ禍による行動制限等でそうした傾向が一層懸念されています。コロナ禍を機に長期にわたりスポーツから離れてしまった子どもたちが、再びスポーツや体を動かすことの楽しさを知ることができるよう、身近な地域におけるきっかけづくりに取り組む必要があります。
- ◆令和3年3月に第4次食育推進基本計画が策定され、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」が求められています。子どもを取り巻く社会環境や食に関する環境が大きく変化する中で、朝食の欠食や児童生徒の肥満・若年女性の痩身傾向等も課題となっています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、小学生児童調査で、朝食を毎日食べていない割合は前回調査に比べわずかに増加しています。「児童・生徒の食事に関する調査」においても、朝食を欠食する児童生徒が増加傾向となっています。加えて、こどもの生活実態調査では収入の低い世帯やひとり親家庭で朝食をとる割合が低くなっています。食育の推進には、学校・家庭との連携が不可欠であることから、ICTの活用など、児童生徒や保護者に対する効果的な情報発信に努めることが重要です。
- ◆市では、初期救急医療機関として越谷市夜間急患診療所を設置し、夜間における急病者の診療を行っており、年間約2,500人の市民が利用しています。こどもの夜間の急病など緊急時に保護者が利用できるよう、利用方法の積極的な周知が必要です。また、かかりつけ医をもつことで、こどもの健康や病気、予防接種等の不安の解消につながることから、そのメリットを踏まえた周知啓発が求められます。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、市に今後充実を求める子育て支援について「小児医療や緊急医療体制の充実」が上位にあげられています。

【施策の方向性】

- こどもの生涯にわたる健やかな身体づくりに向けて、健康教育や身近な地域で様々な運動・身体活動に親しむことができる環境を整備するとともに、親と子の望ましい食習慣や生活リズムの確立に向け、保育所（園）・幼稚園・学校・家庭・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。合わせて、小児医療体制の充実を図るとともに、安心して地域で子育てをするために、引き続き「かかりつけ医」の普及・啓発を行います。

【施策の展開】

(1) 健やかな身体づくりの推進

こどもが生涯にわたって健康な生活を送るための基礎づくりとして、保育所(園)・幼稚園・学校・家庭・地域等の連携により、健康教育や保健指導等を推進するとともに、体を動かす楽しさを実感できる機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童館の児童健全育成事業	児童の協調性や、自主性、創造性を育むための遊びや各種教室、特別イベントなど様々な事業を開催します。	青少年課
親子ふれあい体操教室	幼児期に親子が一緒に運動する体験として、遊び的要素を取り入れながら平衡性、敏捷性等の運動神経の発達を促し、また、親子のスキンシップが図れる内容のプログラムを実施します。	スポーツ振興課
学校保健事業	疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、各学校が児童生徒の健康診断及び学校歯科保健活動を実施し、保健管理の充実に取り組みます。	学務課
学校給食栄養管理事業	給食献立の研究とともに、食物アレルギーの対応について取り組みます。	給食課

(2) 食育の推進

こどもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎をなすものであることから、こどもの成長や発達に応じた切れ目のない推進を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
小・中学校における食育の推進、保育所における食育の充実	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進します。 また、保育所の保護者を対象に、栄養士による講話を各保育所において年齢別に実施し、食の大切さについて啓発します。	保育施設課 指導課 給食課
食育推進事業	市民を対象に講演会等を開催し、食育を推進します。	健康づくり推進課
学校給食研究協議大会	小・中学校の保護者と学校給食関係者を対象に、食に関する講演、研究発表を行います。	給食課
学校給食の試食会	小・中学校の保護者を対象に、学校給食の試食と食に関する啓発を行います。	給食課
小・中学校給食だよりの発行・ホームページ掲載におけるレシピの充実	小中学校とその保護者を対象に、食に関する情報を提供します。また、給食レシピのホームページを更新し、食育の推進に努めます。	給食課
「朝食」についての食育事業	就学時健康診断において家庭への「朝食」に関する講座等を実施します。さらに、朝食に関するリーフレットを作成し、全小中学校へ配付をし、家庭への啓発に努めます。	給食課 健康づくり推進課

(3) 食事づくり等の体験活動

料理をつくることにより、食の楽しさを実感するとともに、食への興味や関心を深めることにつながることから、料理教室等の実践の場や機会の充実に努めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
クッキング保育	保育所（園）で児童と一緒に、カレーづくり、芋煮会等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ機会を提供します。	保育施設課
おやこ料理教室	小学生と保護者を対象とした料理教室を開催し、食への関心を高めます。	健康づくり推進課
小学生の野菜皮むき体験	小学校1・2年生を対象に、学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやトウモロコシの皮むき体験等を通じて、野菜に親しみ、食への興味関心を高めます。	給食課

(4) 小児医療の充実

小児医療は、安心してこどもを産み、健やかに育てるための環境の基盤となることから、夜間急患診療所運営事業を引き続き実施するとともに、小児の二次救急医療の体制確保に向けた取り組みを実施します。また、子どもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医」の普及・啓発を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
越谷市夜間急患診療所運営事業	越谷市夜間急患診療所において診療を実施し、夜間における初期救急医療体制の充実に努めます。	地域医療課
小児救急医療支援事業	小児の第二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療支援事業を実施します。	地域医療課
かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医に関し、市ホームページ、広報こしがや等を活用し普及・啓発を行います。	地域医療課

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

1 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、平日に教育・保育サービスを定期的に利用している割合は6割台後半と前回調査に比べ増加しており、利用する教育・保育サービスについても、前回調査と比較して「保育所・保育園」や「認定こども園」が増加している一方で、「幼稚園」は減少傾向となっています。
- ◆市では、令和元年度から、長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定しています。平成6年度現在で24園、1,065名分の定員を確保し、0～2歳児向けの保育施設にこどもを預ける保護者が、3歳以降の預け先に苦慮する「3歳児の壁」への対策を、既存の社会資源である幼稚園を活用して効率的に推進しています。
- ◆少子化傾向や新型コロナウイルス感染症の影響とみられる出生数の減少により保育施設への申込者数は減少に転じたものの、今後再び入所申込者数は増加することが想定されています。一方で、保育の受け皿の充実に対する需要はありますが、すでに一部の既存施設では空きが生じる状況が生まれており、保育施設の新設に当たっては十分な検討が必要となっています。今後は、子育てをする保護者から選ばれる施設となるため、配置基準の見直しや保育士等の処遇改善など保育の質向上に向けた取組が重要です。
- ◆一時預かり事業については、保護者のリフレッシュやレスパイト等を目的とした利用が増えるなどニーズが多様化しています。令和7年度からは、保護者が就労してなくても利用できる「こども誰でも通園制度（生後6ヶ月～満3歳未満）」の開始が予定されていることから、受け皿と保育人材の確保が課題となっています。
- ◆保育人材の確保にあたっては、担当各課の連携による民間保育事業者の支援や越谷市で保育士として働く魅力等のPRを行うことが重要です。
- ◆子ども・子育て支援制度は複雑・多岐にわたり、利用する保護者にとって理解が難しい状況にあることから、必要とする時に保護者がサービスを利用できるよう、利用しやすい体制の構築やわかりやすい情報提供が重要となっています。

【施策の方向性】

- 子ども・子育て支援制度に基づき、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業等の安定的な提供に努めるとともに、幼稚園や学校、地域と連携し、就学前の教育・保育を充実します。また、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実と保育人材の育成と確保による保育の質の向上、地域における各種子育て支援サービスの充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 保育施設等の整備・改修等

地域のニーズに合わせた保育施設等の定員枠の拡充の計画的な実施と施設の適切な改修等による保育環境の改善を推進します。また、幼稚園の預かり保育に対する支援の充実（「こしがや「プラス保育」幼稚園」）を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
保育施設等の整備・改修等	地域のニーズに合わせ、保育施設等の定員枠の拡充を計画的に行うとともに、利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、保育施設等の改修等を計画的に行います。	子ども施策推進課
こしがや「プラス保育」幼稚園事業	長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、3歳以降の保育ニーズに対応します。	保育入所課

(2) 保育人材の確保と育成

資格の取得支援や職場環境の改善などによる保育人材の確保と保育士等の専門性を高める研修の実施などの育成に取り組むことにより保育の質の向上を目指します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
保育人材の確保 新規	保育人材の確保に向けて、新規の保育資格の取得や就業継続等の支援に総合的に取り組みます。	子ども施策推進課
保育人材の育成 新規	現任の職員の質の向上を図るため、定期的に研修等を実施します。	保育入所課 子ども施策推進課

(3) 多様で良質な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や疾病等、様々な理由による保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
多様な事業の参入促進・能力活用事業	公立保育所長経験者が「保育コンシェルジュ」として、保育所や認定こども園、地域型保育事業所に対し巡回を行い、運営を支援するとともに、保護者からのこどもの預け先などに関する相談に応じます。	保育入所課
延長保育事業（時間外保育事業）	保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分について、延長保育事業を実施します。	保育入所課
幼稚園の預かり保育事業（一部）	各園において、仕事を持っている子育て中の保護者に対応するため、一時的な預かり保育を行います。	保育入所課
一時預かり事業	保護者が急用等により、保育に困ったときやリフレッシュを図りたいとき、保育ステーション及び地域子育て支援センターで一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども施策推進課 保育施設課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規	保護者とともにこどもの成長を支援していくことを目的に、親の就労要件の有無等に関わらず一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども施策推進課
送迎保育事業	利便性の高い駅前に保育ステーションを開設し、送迎バスをし、保育園への送迎を実施します。	子ども施策推進課
休日保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて保育所等が開所していない日曜日・祝日等に保育を行います。	子ども施策推進課
夜間保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて夜7時から夜10時まで保育を行います。	子ども施策推進課
病児保育事業	保育所等に通っている児童等が病気または病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、その児童を専用のスペースで一時的に保育を行います。	子ども施策推進課
第三者評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進します。	保育施設課
福祉保健オンブズパーソン制度	子どもの権利を擁護するため、福祉保健オンブズパーソンが児童福祉サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し迅速に解決を図ります。	福祉総務課

(4) 各種子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の多様な保育・子育て支援ニーズや子育て不安の解消に向けて、情報提供や相談、経済的負担の軽減等の様々な子育てサービスの充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されています。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所(園)・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなど行います。	子ども施策推進課
子育て総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスに関する情報提供や相談を行います。	子ども施策推進課 子ども福祉課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を行います。	こども家庭センター
保育所(園)における各種子育て支援事業	0歳から就学前までの子どもを持つ地域の親子を対象に、親子で遊んだり、保育所(園)行事に参加したり、保育体験をしながら子育てへのヒント、意欲、楽しさを感じ、安心して子育てに向き合えるよう様々なメニューで支援します。また、親子ともに安心できる友だち関係をつくることや育児講座、育児相談を行います。	保育施設課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的に、18歳になる年の年度末までの子どもを養育する方に手当を支給します。	子ども福祉課
こども医療費の助成	18歳になる年の年度末までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付認定子どもが従来型幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付を行います。	保育入所課
就学前の教育・保育施設等に関する各種情報提供	保育施設ガイドなどを通し、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所などに関する情報を提供します。	保育入所課
児童館の子育て支援事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催するとともに、参加者同士の交流を図ります。	青少年課

2 子育て家庭と地域のつながり

【現状と課題】

- ◆令和5年4月の「こども基本法」施行を受け、国は「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を策定し、「はじめの100月」（こどもの誕生前から幼児期まで）こどもの生涯にわたる幸せにつながる大事な時期であること、すべての子どもの育ちを社会全体で支えていくことが大切であることをビジョンとして打ち出しています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、情報の入手先や相談先として、前回調査に比べ SNS やインターネットや携帯サイトを選択する割合が大きく増加しています。市ホームページの更新に合わせたこしがや子育てネットのリニューアル、インスタグラムの活用、アプリの提供等を開始していますが、子育て世帯や保護者のニーズに合わせた情報発信・相談の仕組みづくりが重要となっています。
- ◆令和4年度実施の市政世論調査において、情報の入手がしづらいつと感じる人の意見として、「情報の入手する窓口がわかりづらい」、「ホームページが見にくい」等の意見が多くあげられ、「プッシュ型の情報発信」についても要望が多くなっています。令和4年11月に市ホームページリニューアルに合わせて、こしがや子育てネットを市ホームページと一体化した上でリニューアルしたほか、令和5年7月から市インスタグラムを活用した「こしがや子育て」を開始するなど、情報発信の工夫に努めています。今後も市民ニーズを踏まえ、よりわかりやすい情報発信が求められます。
- ◆若い子育て世代が増加しているレイクタウン周辺で、子育ての悩みを相談したり、子育て中の保護者同士が楽しく交流する子育てサロンへのニーズが高まっていることから、ニーズの高い地域への開催場所の変更や開催回数の増加の取組が必要です。あわせて、ニーズの高い子育て講座の充実による地域の子育て支援の強化が求められています。
- ◆こども食堂や「ままマルシェ」など、住民主体の活動が活発になっていることから、子育てのネットワークづくりとネットワークを活かした活動を検討するとともに、より多くの子育てサークルが活動できるよう支援に努めます。

【施策の方向性】

- 子育て中の保護者同士・地域の子育てサークル等がつながり、交流することで、子育ての力を高めていく場や機能の充実を図ります。また、子育てサークルや関係機関が連携して子育て家庭を支援する地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の拡充を図ります。

【施策の展開】

(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

子育て中の親子の交流を促進するとともに、気軽に相談・参加できる体制を整備します。また、広報紙やインターネット等の各種情報媒体を活用し、子育てに関する様々な情報発信を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て情報の提供	市広報を はじめ 、テレビ番組（いきいき越谷）、市ホームページや SNS などの活用を図り、子育て情報を提供します。	子ども施策推進課
子育て情報サイト「こしがや子育てネット」の運営	行政や関係機関の子育て支援サービス、子育て施設等、子育てに関する情報をわかりやすくタイムリーに発信します。	子ども施策推進課
子育て応援サイト「こしがや子育てクワイエ」の運営	市民ボランティアが、おでかけや仲間 づくり 等身近な子育て情報を発信します。	子ども施策推進課
地域子育て支援センター事業	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子ども施策推進課 保育施設課
保育ステーションの子育て支援事業	子育て相談の実施や、子育て中の親子間交流を促進するための様々な取り組みにより、地域の子育て支援を進めます。	子ども施策推進課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員が子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援が早期に行えるよう関係機関へ紹介を行います。	福祉総務課
イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなど子育て支援機関や子育て事業を紹介し啓発を行います。	子ども施策推進課

(2) 子育て支援の輪と人材の確保

子育てに関連するサークル・団体等のネットワーク化による連携・協力し、地域における子育て支援の輪の拡充と子育て支援に向けた人材の確保を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て支援のネットワーク	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図ります。	子ども施策推進課
子育てサロン事業	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。	子ども施策推進課
子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図ります。	子ども施策推進課 青少年課
保育所（園）の地域交流事業	すべての子育て家庭を対象に子育て不安を解消するため、地域における身近な子育て支援施設として保育所（園）の専門的な機能を生かした事業を推進し地域の子育て力の向上に努めます。また、地域に開かれた保育所づくりを推進します。	保育施設課

3 困難を抱える子どもや家庭への重層的支援

【現状と課題】

- ◆令和3年4月の社会福祉法改正により規定された、地域共生社会実現のための具体的な手法・複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指すものとして「重層的支援体制整備事業」を令和4年7月より実施しています。
- ◆こどもの貧困は、学習面や生活面、心身の健康など様々な面において、こどものその後の人生に大きな影響を及ぼすことが知られています。現在、日本において世帯収入が全国の世帯所得の中央値の半分を下回る「相対的貧困」の状態にある子どもは9人に1人とされており、そのような世帯で生まれた子どもたちは、普段の生活だけでなく、あらゆる選択において不利な状況に置かれてしまう傾向があります。
- ◆子どもの生活実態調査では、収入の低い世帯やひとり親家庭で学校の成績が良くないとする割合が高く、将来の進学についても希望は大学であるにも関わらず、現実的には高校までと回答した割合が高く、その理由として半数が「家庭の経済的な状況から考えて」をあげています。
- ◆ヒアリング調査では、貧困の状況にある児童生徒において、不登校などにつながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されていることから、貧困の状況にあるこどもや家庭に対し、経済的な支援にとどまらず教育上の支援や生活上の支援をはじめ、様々な場面における支援が求められます。
- ◆こどもの生活実態調査では、母子家庭の約6割で収入が低い傾向にあることから、経済的支援の他、キャリア形成を含めた就労支援等生活の自立に向けた支援が求められます。
- ◆市においては、児童発達支援センターが障がい児支援の中核の役割を担っていますが、近年児童発達支援センターの利用が増加しています。また、保育現場においても個別の支援や配慮が必要な児童や気になる児童が増加傾向にあります。こどもの心身の発達に心配のある場合でも保護者が安心して子育てができるよう、相談や支援体制の整備が重要です。また、障がい分野は18歳未満とそれ以上の年齢で担当課が分かれているため、切れ目のないサービスの提供や情報の共有が円滑に行えるよう、担当課間の連携を図る必要があります。
- ◆令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児の健やかな成長と切れ目のない支援について関係機関及び民間団体相互の緊密な連携が進められています。市では、令和3年7月に越谷市医療的ケア児等支援協議会を設置し、関係機関と医療的ケア児の支援体制についての協議を行うとともに、埼玉県が開催している「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」に参加し、人材の確保・育成に取り組んでいます。今後も医療的ケア児の支援については、複数ある関係機関と連携しながら支援体制の検討・構築に努めることが重要です。

- ◆外国籍のこども、日本国籍であっても保護者が外国人の場合など、外国にルーツのあるこどもや家庭の中には、言葉や文化、習慣等の違いから就学や生活など様々な場面で困難を抱える場合があることから、日本語の習得に向けた支援や保育・教育を受ける際の手続きに対する支援など、安心して生活できるよう取り組みが必要です。

【施策の方向性】

- こどもの貧困には複合的な要因が相互に関連しているため、経済的支援をはじめ、教育支援、保護者の就労支援や生活支援、多方面から総合的に貧困の状況にあるこどもと家庭への支援を行います。また、こどもの障がいを早期に発見し、早期からの療育支援を目指すとともに、障がい児に対する必要な相談支援や療育体制の充実、経済的負担の軽減等を図ります。また、障がい児のいる家庭の負担軽減の充実や、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の自立に向けた相談支援の充実、外国人家庭等への支援の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 生活困難を抱えるこども・家庭への支援 【こどもの貧困対策に関する事業の展開】

① 経済的な支援

保育料や就学費用の軽減・無償化や各種給付制度などを通じて、経済的な困難に対する支援を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
保育料の多子軽減	保育所等に入所する第2子以降の児童の保育料を助成（第2子は半額、第3子以降は全額）することにより、多子世帯における経済負担の軽減を図ります。	保育入所課
幼児教育・保育の無償化（0歳～2歳）	0歳から2歳までのこどもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。	保育入所課
実費徴収に係る補足給付事業	従来型幼稚園における低所得世帯等の子どもの食材料費（副食費）に対する助成を行います。	保育施設課
高等学校等就学費の支給（生活保護世帯）	生活保護世帯の高校生等に対して、学校教育を受けるために必要な学用品費や教材代およびクラブ活動に要する費用等を支給する。	生活福祉課
就労自立給付金の支給（生活保護世帯）	生活保護受給者の就労による自立の促進を図るため、安定した職業に就いたこと等により生活保護を必要としなくなった方に対して、給付上限額の範囲内で給付金を給付する。	生活福祉課
入院助産制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を認可助産施設へ入所措置を行います。	こども家庭センター

② 教育の支援

学習支援や就学準備・就学に係る費用への援助など、教育機会の確保に向けた支援を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
就学援助（特別支援教育就学奨励費負担等）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、その負担軽減を図るため、学用品や給食費等の一部を援助します。	学務課
学習支援費の支給（生活保護世帯）	生活保護世帯の小学生及び中学生がクラブ活動を行うために要する費用を、年間上限額の範囲内で支給します。	生活福祉課
子どもの学習・生活支援事業（生活保護世帯、生活困窮者世帯）	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の小学3年生以上の小学生、中学生及び高校生等を対象に学習教室を開催し、学習指導や生活習慣の改善を支援します。	生活福祉課
入学準備金貸付事業	教育の機会均等を図ることを目的に、高等学校・大学等に入学を希望する者の保護者で、入学金等の調達に困難な方に入学準備金の貸付を行います。	教育総務課
進学・就労準備給付金の支給（生活保護世帯）	生活保護世帯の子どもで、高等学校等を卒業後、大学等へ進学する場合及び就職し自立する場合の新生活の立ち上げ費用として、進学・就労準備給付金を給付します。	生活福祉課

③ 保護者の就労や生活支援

保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援と生活支援を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者世帯）	生活に困窮した方が自立し安定した日常生活を営むために、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労支援等の自立に向けた具体的な支援サービスの提供を行います。	生活福祉課
被保護者就労支援事業（生活保護世帯）	働く能力のある生活保護受給者が早期に就労できるよう、就労支援員による就労に関する相談支援や関係先（ハローワーク等）への同行支援等を行います。	生活福祉課
家計改善支援事業（生活困窮者世帯）	家計のやりくりの問題を抱えている生活困窮者世帯に対し、家計の収支を明確にし、相談者の状況に応じた助言・指導を行います。	生活福祉課
住居確保給付金の支給（生活困窮者世帯）	離職等により住宅を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、給付上限額の範囲内で家賃相当の給付金を給付（有期）します。	生活福祉課
母子生活支援	配偶者のいない女子またはこれに準じる事情がある女子であって、監護すべき子どもの福祉に欠けるところが認められるとき、施設へ入所措置を行います。	こども家庭センター
重層的支援体制整備事業 新規	児童・高齢・障がい・生活困窮などの様々な分野が関わる複雑・複合的な課題を抱えた市民に対し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」といった支援を一体的に実施し、継続的な伴走支援を行うことにより、課題の解決を目指します。	地域共生推進課

(2) ひとり親家庭の自立支援策の拡充

ひとり親家庭のこどもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活への支援、就業支援、経済的支援等を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童扶養手当	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども（18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している母または父、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	子ども福祉課
ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども（18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している家庭、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行います。	子ども福祉課
母子家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等の生活・就労に対する相談や、母子家庭等自立支援給付金制度の案内、母子・父子寡婦福祉資金の貸付相談など、ひとり親家庭の抱えている問題に適切な助言を行います。また、養育費等相談支援センターの案内も行っています。	子ども福祉課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため、雇用保険法に基づく厚生労働大臣指定教育訓練講座及び実情に応じて適当と認められる講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため6か月以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費（月額）及び修了支援給付金を支給します。	子ども福祉課
母子・父子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに、公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行います。	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない児童及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金等の貸付を行います。	子ども福祉課
ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課

(3) 配慮が必要なこども（障がい児等）への支援

① 障がい児の発達支援の拡充

児童発達支援センターを中心とした障がいの早期発見、早期療育、相談・情報提供体制の充実を図ります。また、心身の発達に遅れや心配のある児童の通園事業や早期療育事業等の充実及び・保育所等訪問支援事業の整備・充実を図り、障がい児の発達や、家族を支援します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童発達支援事業 (児童発達支援センター及びその他事業所)	心身の発達に支援を必要とする未就学児に対し、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	子ども福祉課
越谷市児童発達支援センターの早期療育発達支援事業	心身の発達に支援を必要とする未就学児と保護者を対象に、早期療育教室を開催し、親子で様々な遊びや集団活動をしながら、ことばやからだの発達を促します。	子ども福祉課
越谷市児童発達支援センターの外来(発達)相談	心身の発達に心配のある未就学児と保護者に対し、保健師等の専門職による相談や専門的な助言を行います。	子ども福祉課
越谷市児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業	心身の発達に支援を必要とする児童が通う保育所等を訪問して、集団生活を楽しく送れるよう専門的な支援を行います。	子ども福祉課
児童発達支援センターの障害児通所支援事業所への助言・援助 新規	障がい児が身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、市内の障害児通所支援事業所に対し、障害児支援に関する研修など必要な援助を行い、事業所の専門性の向上及び地域連携の円滑化を図ります。	子ども福祉課
児童発達支援センターのペアレントプログラム 新規	子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることや、仲間づくりを目的とした全6回のグループ・プログラムを実施します。	子ども福祉課
保育所(園)等の特別支援保育	特別な支援が必要なこどもの保育施設等への積極的な受入れを推進します。	保育入所課
特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	健康づくり推進課

② 障がい児のいる家庭の負担軽減の充実

補装具や医療、特別児童扶養手当等の給付やサービスの提供を通じて、障がい児のいる家庭での子育て負担の軽減を図ります。介護給付及び通所給付を利用する障がい児について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
補装具等の支給	身体に障がいのある児童に対し補装具等を給付し、障がいによる負担軽減と日常生活の向上を図ります。	子ども福祉課
日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのある児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	子ども福祉課

取り組み・事業名	内 容	担当課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付 新規	国の認定を受けた小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。	子ども福祉課
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用の負担軽減を図ります。	子ども福祉課
育成医療	身体に障がいのある児童、又は早期に治療しないと将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し、障がいを除去、軽減するための手術等について、医療費の自己負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
心臓手術費等助成	心臓疾患のある 18 歳未満の児童に、精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成します。	子ども福祉課
特別児童扶養手当	心身に重度・中度の障がいのある児童(20 歳未満)を養育していて、所得が一定未満の家庭に手当を支給（県への進達事務）します。	子ども福祉課
障がい児介護給付事業	心身に障がいのある児童に対して、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスに係る給付を行い、介護者等への負担軽減を図ります。	子ども福祉課
障がい児通所給付事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など障害児支援に係る給付を行います。対象年齢に該当する未就学児には、利用者負担を無償化します。	子ども福祉課
障がい児(者)生活サポート事業	在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービス（一定時間）を行います。	子ども福祉課
在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業	医療型短期入所、日中一時支援に関する事業所による受け入れを促進し、家族の精神的及び身体的負担を軽減します。	子ども福祉課
障がい者等日中一時支援事業	障がい児（者）に対して、日中における一時預かり、見守り等を行い介護者の負担軽減を図ります。	子ども福祉課
医療的ケア児に対する支援の充実 拡充	医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援協議会などを活用し、必要な施策を講じます。	子ども福祉課
小児慢性特定疾病医療給付	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成します。	感染症保健対策課
医療等の給付	心身に重度の障害のあるこどもの保険適用となる医療費の一部を支給します。	障害福祉課

(4) 外国人家庭等への支援

外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、安心して日常生活を送ることができるよう、多言語・やさしい日本語による情報提供を行うとともに、地域で開催されている日本語教室の情報を発信します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
市民ガイドブックの配布	日常生活に必要な基本的事項が書かれたガイドブック（英語、中国語、やさしい日本語）を外国籍市民へ配布します。	市民活動支援課
外国語版ガイドマップの配布	英語版・中国語版越谷ガイドマップを配布します。	市民活動支援課
コシガヤメッセンジャーの配付	広報紙の中で、外国籍市民に必要な情報（休日当番医、催物等）を抽出し翻訳したものを月1回、広報こしがやのやさしい日本語版・英語版・フィリピン語版・中国語版として発行します。	市民活動支援課
日本語教室の情報提供 新規	市内で実施する地域日本語教室について、資料とともに情報提供を行います。	市民活動支援課

基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

1 こどもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

- ◆こども基本法に基づき策定された「こども大綱」において、学童期、思春期における居場所の新設、既にこども・若者の居場所となっている児童館、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、図書館等の社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所になるよう取り組むことが明記されています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、充実を希望する子育て支援として「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」が6割を超えています。
- ◆学童保育室については、実施箇所の拡充により定員の増員を図っていますが、利用希望者は年々増加を続けており、毎年待機児童が発生する状況となっていることから、既存施設の活用等を考慮しながら、待機児童の発生している小学校区や、今後の利用者が増加傾向にある小学校区に対して、引き続き施設整備を推進し、受け入れ児童の拡大を図る必要があります。
- ◆放課後や週末におけるこどもたちの居場所として異年齢のこども同士や地域住民との交流等によるこどもの健全育成を行う放課後子ども教室を17校で実施していますが、未実施の地域での希望が寄せられています。地域住民の協力・ボランティアにより成り立つ事業ですが、担い手の確保や高齢化が課題となっています。
- ◆不登校児童生徒は全国的に年々増加し、令和4年度は過去最高の30万人と言われています。市においては、不登校児童生徒の学校以外の学びの場として教育支援教室（おあしす）の設置、オンラインおあしすを開設していますが、ヒアリング調査等において、不登校児童生徒にとっての家庭・学校以外の居場所の拡充が求められています。
- ◆様々な遊びや学び、体験等を通じて、不確実な時代を生き抜く力を得ることは、将来を切り開く上で重要です。そのため、年齢に応じたこども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

【施策の方向性】

- 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育所の整備を着実に進め、待機児童の早期解消を図ります。あわせて不登校児童・生徒等の相談支援体制の拡充や居場所の充実を図ります。また、こどもが成長できる場所や活動機会の提供を推進します。

【施策の展開】

（１）放課後児童対策の充実

学童保育のニーズの増大に応えるため、待機児童の解消に向けた施設の整備を推進します。また、すべての小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、地域の利用ニーズに応じて放課後子ども教室の設置を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
学童保育室の整備（放課後児童健全育成事業）	保育需要を見極めつつ保育ニーズに見合った学童保育室の計画的な整備を行います。	青少年課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に学校や公共施設を利用し、地域住民の協力のもと、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組みます。	青少年課

（２）不登校児への支援の充実

学校生活への適応等に関するカウンセリングや個別指導等を通じて、不登校児童・生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
教育支援教室（おあしす） 拡充	市内 4 か所に教育支援教室を設置し、不登校児童生徒の支援を行います。また、将来の社会的自立に向けた個別指導および小集団での体験活動を行います。	教育センター
オンラインおあしす 新規	不登校児童生徒が、人とのつながりを実感し、学ぶ喜びを味わい、自己肯定感を高め、社会的に自立する力を育むことを目的とし、オンライン上で、指導員や参加した子ども同士で交流しながら、簡単なゲームやクイズなどの活動を行います。	教育センター
専任教育相談員・スクールソーシャルワーカーの家庭訪問相談	福祉的支援が必要な家庭に対しスクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒への相談活動及び訪問相談を実施します。	教育センター
スクールカウンセラー・学校相談員の配置	いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・学校相談員を配置し、教育相談を行います。	教育センター

(3) こどもの居場所・遊び場づくり

地区センター・公民館、公園等既存公共施設の活用やこどもの居場所づくりに取り組む団体を支援することで、こどもが自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所、遊び場づくりを推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
プレーパーク事業	移動型拠点施設（車両）を使用し、市内各地でプレーパークを開催することにより、子どもたちの多様な遊び場の提供及び居場所づくりを推進します。	青少年課
既存公共施設の学習スペース解放	地区センター・公民館において図書コーナーや学習スペース等を設置します。	市民活動支援課
街区公園等の整備	子どもや親子連れをはじめ、多くの市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場となる街区公園等を、土地区画整理事業地内等に計画的に整備します。	公園緑地課
子ども食堂への支援事業 新規	こどもの居場所づくりを促進し、適切な支援につなげるため、子ども食堂を運営する団体に対し、事業費を補助することで、運営の健全化を促すとともに新たな子ども食堂の開設を推進します。	子ども施策推進課
こどもの居場所づくり事業 新規	市と地域をつなぐ機能を持つこどもの居場所支援団体（中間支援組織）が、協働してこどもの居場所づくりを支援することで地域の課題解決を目指します。	子ども施策推進課

(4) こどもが成長できる場や機会の提供

① 多様な体験の場の提供

こどもが交流・体験活動を通して、生き抜く力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校において様々な社会体験・自然体験の機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） 新規 ※再掲	保護者とともにこどもの成長を支援していくことを目的に、親の就労要件の有無等に関わらず一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども施策推進課
児童館の科学体験事業	科学に対する興味・関心を養うため、遊びながら科学に親しめる様々な事業を開催します。	青少年課
児童館の世代交流・伝承遊び事業	世代を越えた交流や、昔ながらの遊びに触れられる様々な事業を開催します。	青少年課
児童館の天文普及事業 新規	望遠鏡や展示物等に触れる機会を提供し、児童の天文に関する興味・関心を養います。	青少年課
児童館の学校支援事業 新規	体験型学習（学校団体利用）や、出張授業、社会体験事業等を行うことにより、こどもの多様な体験の場を提供します。	青少年課
地区センター・公民館等による体験学習・各種講座	こどもが地域の中でふれあいや協調性を学ぶことができるよう、各種講座を開催し、体験学習の場を提供します。	生涯学習課

取り組み・事業名	内 容	担当課
文化財等の活用による体験学習	大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅における社会科見学の受け入れや伝統文化体験講座等を開催し、文化財や伝統文化に触れる機会を提供します。	生涯学習課
土芸能体験教室	囃子・神楽・木遣などの郷土に伝わる芸能・文化の保存と継承を図るため、体験学習の場を提供します。	生涯学習課
科学技術体験センター事業	察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学への興味・関心を高め、創造性豊かな児童・生徒の育成を図るための参加型施設として多様な事業を実施します。	生涯学習課
ボランティア体験活動の推進	小中学校での総合的な学習の時間等において、体験的な学習を通して、地域社会の人たちとふれあう機会を提供します。	指導課
環境学習活動の推進	生物多様性子ども調査や、市民団体との協働による環境イベント、小中学校での出前講座を実施する。	環境政策課

② 読書に親しむ環境づくり

読書は、こどもが言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにすることで、人生をより深く生きる力を身に付ける上で不可欠であることから、家庭、地域、学校・保育園（所）等において様々な読書活動を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童館の読み聞かせ	語り手・読み手から直接児童に感動が伝わるような本の読み聞かせや紙芝居・人形劇を定期的実施するほか、館内の児童向け図書の貸し出しを行います。	青少年課
市立図書館及び北部・南部・中央図書室の各種「おはなし会」	こどもたちに「おはなし」のおもしろさや絵本を読んでもらう楽しさを伝え、自主的な読書活動へつなげることを目的に、ストーリーテリング（昔話などの語り）と絵本の読み聞かせを行います。	図書館
市立図書館及び北部・南部・中央図書室での乳幼児対象の読み聞かせ	絵本やわらべうたを、他の参加者と交流しながら、親子で一緒に楽しむ時間を提供するとともに、図書館利用の促進を図ります。	図書館
市立図書館の各種行事・講座等	こどもたちの読書活動の推進を図るため、及び図書館利用の機会を提供するため、こども向けの各種行事・講座等のほか、こどもを取り巻く大人を対象とした講演会等を開催します。	図書館
学校・保育所等へのサービス	子どもの読書活動の推進を支援するため、学校や学校図書館のほか、市内保育所等施設へのサービスを行います。	図書館

③ 豊かな心を育む事業の推進

学校や地域との連携により、道徳教育や人権問題に関する学習、各種講座を通じて、豊かな心を育む取り組みを推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
心の教育の推進	小中学校での道徳の授業を中心に、学校教育全般に渡って道徳教育の充実を図ります。道徳教育振興会議の活動を通して、家庭や地域と協力しながら、児童生徒の豊かな心を育成します。	指導課
「人権の花」運動	人権擁護委員と連携し、児童が互いに協力しあって草花等を栽培する活動を通じ、相手の立場を考えること、協力し合うこと、感謝することなどの重要性を学ぶとともに、思いやりの心を育むことを目的として、小学校に花の苗やプランター等を提供します。	人権・男女共同参画推進課
幼稚園児保護者に対する映画会及び座談会	人権擁護委員と連携し、幼稚園児及び保護者を対象に人権映画会（アニメ）を開催し、親子に共通の話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の人権問題について意見交換を行い、家庭における人権教育を推進します。	人権・男女共同参画推進課
人権教室の開催	人権擁護委員と連携し、小学校3・4年生を対象に、発達段階において人権感覚を身につけることを目的として、いじめ問題に関する授業を行います。	人権・男女共同参画推進課

2 家庭・学校・地域の連携の推進

【現状と課題】

- ◆こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつであることから、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりが求められています。
- ◆文部科学省では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働活動、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの一体的な推進を進めています。市においても、市内すべての小中学校に学校運営協議会・学校応援団が設置され、各校で保護者や地域の意見を取り入れ、特色ある教育活動が展開されています。
- ◆市内小中学校のボランティア数は令和4年度 5,703 人と減少傾向にあります。各学校に対する保護者や社会のニーズが増大・多様化する中で、ボランティアの増員を希望する学校が増えていますが、ボランティア人材が不足していることから、ボランティアの募集や周知方法の工夫が求められます。
- ◆学校の運動部活動については、地域の実情に応じて地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行が進められており、市においても、市内全 15 校に部活動外部指導者の配置を行っていますが、今後は大会等への引率が可能な部活動指導員への転換が必要であり、地域の指導者確保に向けて、学校・スポーツ・文化活動を所管する担当課との連携とが重要となります。

【施策の方向性】

- 学校と地域が連携し、多様な地域住民や団体との交流や、多様な地域資源の活用、地域の人の学校運営・教育活動への参加を促しながら、地域に開かれた個性豊かな学校づくりを推進します。こども・若者のスポーツ・レクリエーション機会の提供に向けて、学校施設の活用を進めます。あわせて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、地域の人材活用等を通じて、家庭や地域の教育力の向上とこどもの育ちを地域で見守る体制づくりに努めます。

【施策の展開】

(1) 地域住民との交流の促進

地域とともにある学校の実現に向けて、学校と地域が連携し、多様な知識・経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
学校応援団の推進	学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動・安全確保・環境整備などのボランティアとして、地域の参加・協力を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となってこどもの育成を図ります。	指導課
部活動外部指導者派遣	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者として地域の教育力の活用を進めます。	指導課
小中学校体育施設開放	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図ります。	スポーツ振興課

(2) 個性豊かな学校づくり

中学校における学校選択制や、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための市内全小中学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用等を図り、地域に根ざした特色ある個性豊かな学校づくりを推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
中学校選択制	現在の通学区域制度を維持していくことを基本とし、その上で、他の中学校への通学を希望する就学予定者や保護者の意向にできるだけ沿って、就学する学校の指定を行います。	学務課
市内全小中学校学校運営協議会	学校が委員の意見を積極的に取り入れることにより、魅力ある教育活動を展開するとともに、地域に一層開かれ、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。	指導課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

地域の中でこども・若者や子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援や保護者に寄り添った家庭教育支援・見守り等を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
「子育て講座」「家庭教育学級」の開催（家庭教育支援）	地域社会全体で家庭教育を支援するため、子育て中の親を対象に埼玉県家庭教育アドバイザー等を講師とする「子育て講座」や公民館における「家庭教育学級」を開催し、家庭の教育力の向上に取り組みます。	生涯学習課
地域活動の支援	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援します。	市民活動支援課
児童館の学校支援事業	科学おもちゃ作品展およびロボット発表会を開催し、こどもたちの科学技術に対する興味・関心を高めるとともに、創造性の育成を図ります。	青少年課
地域による子ども・若者支援 新規	地域の関係機関と連携し、困難を有する子ども・若者への切れ目のない支援体制の整備を進めます。	青少年課
学校・家庭・地域が連携した見守り支援	社会福祉主事が、子育てに関しての不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、市内の児童施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	こども家庭センター

3 子育てしやすい就労環境づくり

【現状と課題】

- ◆少子化の要因としては、未婚化や晩婚化のほか、結婚や出産に対する若い世代の意識の変化、子育てに対する経済的負担の大きさなど、様々なことが考えられますが、結婚・出産後も子どもを育てながら働くことを希望する女性が増加する中で、仕事と家庭の両立支援や多様な働き方を推進する「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」が求められています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査において、就労している母親の割合は約5割で、前回調査に比べ1割近く増加しています。それを受けて、子育てに関して悩んでいることでは「仕事と子育ての両立のこと」が上位にあげられており、前回調査よりも増加が見られます。
- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現にあたっては、男女双方の働き方を見直すことが重要であり、すべての人が仕事と家庭、その他の活動に参加できるよう多様な働き方の選択や仕事優先の意識を見直す必要があります。今後も、広報や等を通じて、事業者・市民の両者に対する情報提供と啓発を進めることが重要です。
- ◆女性に家事・育児等の負担が偏らないよう、男女が協力して家事や子育て、介護等の家庭生活に参画できるよう家庭生活における性別による固定的な性別役割分担意識の解消や男性の家庭参加を促進する必要があります。
- ◆近年、男性の育休取得促進に向けた法改正や事業主への支援等の取り組みにより、全国的に男性の育児休業取得率は上昇しており、育児に積極的に参加する男性が増えています。市においても男性の育児休業取得の増加が見られ、男性向けの子育て講座のニーズは高まっています。今後は、土日開催など男性が参加しやすい体制づくりが求められます。
- ◆埼玉県と越谷市では「パパ・ママ応援ショップ」として、協賛店舗、企業、事業所による子育て家庭を対象とした優待制度を行っています。紙のカードからオンライン利用が可能となるなど利便性の向上に努めていますが、より多くの子育て世帯に利用につながるよう、協賛店舗等の増加に向けて企業への啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働き方の見直しに向けた意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。また、男性の育児参加の増加を受け、父親に対する子育て支援を充実するとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、関係機関との連携により女性の就職支援や就労継続に向けた支援を推進します。

【施策の展開】

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業主や勤労者、市民に対して、セミナー、フォーラム等の開催により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動に努めます。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
講座等の開催	「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られず、男女が対等な立場で個性や能力が十分に発揮できるよう、男女共同参画意識の向上を目的とした講座等を行います。	人権・男女共同参画推進課

(2) 男性の育児参加の促進

男性の子育て等への関わりを促進するサロン活動や各種教室事業を充実します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろこどもと接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	子ども施策推進課
児童館の親子交流事業	未就学児と父親を対象に、遊びや工作などの教室を開催し、男性の育児参加を促進します。	青少年課

(3) 子育てを応援する企業の啓発

子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待事業の普及・啓発	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのお子さんや妊娠中の方のいる家庭の方が、協賛店で優待カード等を提示することで、様々な特典が得られる「パパ・ママ応援ショップ（子育て優待事業）」について、事業の普及・啓発を図ります。	子ども施策推進課

(4) 就労支援と就労継続のための支援

出産や育児により退職した女性の就労支援や育児休業を取得した女性の就労継続支援をはじめ、多様な働き方の実現に向けて、ハローワーク等との連携による講座の開催、情報提供や相談事業を実施します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
多様な働き方を支援するための講座の開催	希望に応じた働き方の実現を目指し、就業の支援や起業など多様な働き方を選択するための講座を開催します。	人権・男女共同参画推進課
相談事業の充実	内職に関する相談や斡旋及び労働関係全般にわたる問題解決を図ります	経済振興課

4 若者の健全育成と自立支援

【現状と課題】

- ◆平成 22 年 4 月総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法が施行され、以降国では 2 次にわたり、「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」を策定し、こども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会をめざした取り組みを総合的に推進してきました。
- ◆令和 3 年に第 3 次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されていますが、同大綱では、副題として「全ての子供・若者が自らの居場所を持て、成長・活躍できる社会を目指して」とし、居場所を確保することがこども・若者にとって極めて重要であるとしています。
- ◆こども・若者調査では、生活水準や自己肯定感が低い人ほど家庭や学校、地域が居場所と感じない割合が高くなっています。また、若者の居場所に関する当事者の意見を聴取するために実施した大学生対象のワークショップにおいては、友人と過ごす時間や場所を大切にしたい一方で、一人で静かに過ごす・集中する時間や場所も大事にしている様子がうかがえます。そのほか、銭湯やプールなどリフレッシュの機会、運動・スポーツの場など体を動かすことができる居場所が求められています。
- ◆市では、中学生社会体験チャレンジ事業を通して、生徒の興味や関心をもとに、地域の方や保護者を講師に招いての授業等や職場体験等を通じて生徒が「働くこと」について主体的に学ぶことができる機会を提供しています。今後は、児童館・科学技術体験センター、図書館をはじめとする生涯学習関連施設や市内の消防本部、社会福祉協議会等、様々な機関と連携した職場体験により、こどもが働くことや社会とつながることの重要性を実感できるよう取り組みの推進が求められます。
- ◆国の調査によると、若者世代の結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり合わないから」とされ、市の子ども・若者調査においても、20 歳代の 7 割近くは結婚したいと回答しています。そのため、埼玉県と連携した出会いの機会創出支援の推進が求められます。
- ◆内閣府では、令和 4 年 11 月にひきこもりの実態調査を実施しており、15 歳～39 歳のひきこもり当事者は全国で約 61 万人、40 歳～64 歳では約 85 万人の計約 146 万人と推計しています。この調査を基に埼玉県内のひきこもり当事者を推計すると、15 歳～39 歳で約 4 万人、40 歳～64 歳では約 5 万人の計約 9 万人と推計されています。

【施策の方向性】

- 発達段階に応じて、生命の尊さや自分や他者を尊重することを含む性に関する教育、喫煙や薬物等に関する教育によりこどもの心身の健全な育成を図るとともに、就労体験や職業体験を通じて、こどもが将来を考え、職業意識を形成する支援を行います。また、若い世代が自発的に交流・活動できる場の創出や社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援に努めます。

【施策の展開】

(1) 思春期のこどもに対する保健教育の推進

かけがえのない生命や性感染症予防、性被害防止に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
喫煙防止等に対する啓発	街頭における啓発キャンペーン等を利用して青少年への喫煙防止等の意識啓発を行います。	青少年課
思春期保健講座	小・中学校等で、いのちの大切さについて健康教育を行い、お互いを尊重するとともに健康についての知識を深める取り組みを実施します。	健康づくり推進課
学校における「生命の安全教育」の推進	小学校低学年からの性に関する指導について、各小中学校で実施し、正しい理解促進を図るとともに、正しい異性観について理解を深める取り組みを実施します。	指導課
性と生殖に関する健康と権利に関する啓発 新規	性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利について知ることができるよう講座等を実施します。	人権・男女共同参画推進課

(2) 就労や職業を考える教育機会の提供

こどもができるだけ早い段階から社会との関わりを実感し、自らのキャリア形成を考慮することができるよう、職場見学や職業体験等の教育機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
進路指導・キャリア教育の推進	地域等学校以外で様々な体験活動をさせたり、人々とのふれあいをさせたりするなどして、みずみずしい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	指導課
地場産業見学・体験	地場産業の現場を見学・体験することで、地域の伝統への理解と興味を深めるとともに、将来的な消費者としての地盤とシビックプライドの醸成を行います。	経済振興課

(3) 若者の交流と活動の場の充実

若い世代が自由に集い主体的に交流・活動できる居場所を整備するとともに、結婚への希望を叶える機会を提供します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
中高生を中心とした若者が過ごす場所や機会の充実 新規	中高生を中心とした若者が主体的に活動できる場を整備し、若者の居場所づくりを推進します。	青少年課
出会いサポート事業 新規	結婚を希望する方を対象に出会いの機会を提供するとともに、交際や結婚に至るまでのサポートを行う事業を実施します。	子ども施策推進課

(4) 社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援

家庭の状況や引きこもりの状態にあるなど何らかの生きづらさを抱える若者とながらすることで、早期発見と早期支援を推進します。

■主な取り組み・事業

取り組み・事業名	内 容	担当課
(既存組織を活用した) 支援ネットワーク体制の整備と相談体制の充実 新規	地域の支援ネットワークと連携を図り、社会生活に困難を有する若者の相談に応じ、早期発見と支援に努めます。	こども家庭センター
若年者等就職支援事業	就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかで総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図ります。	経済振興課
DV、デートDV防止の啓発 新規	交際相手やパートナーからの暴力を防止するため、講座等を実施します。	人権・男女共同参画推進課